

平成 2 9 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成２７年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）、平成２８年定例監査、平成２８年工事監査、平成２８年財政援助団体等監査、平成２８年度各会計歳入歳出決算審査、平成２９年定例監査及び平成２９年工事監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成２９年１２月１日

東京都監査委員	成 清 梨沙子
同	高 倉 良 生
同	友 渕 宗 治
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

目

次

第1	措 置 の 概 要	1
第2	通 知 の 内 容	
	措置通知一覧	9
	平成27年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）	21
	平成28年定例監査	23
	平成28年工事監査	24
	平成28年財政援助団体等監査	25
	平成28年度各会計歳入歳出決算審査	31
	平成29年定例監査	34
	平成29年工事監査（前期・島しょ）	78

第1 措置の概要

東京都の監査委員は、各種監査で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等執行機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

平成29年第2回の措置状況は、表1のとおりである。

今回は、措置対象480件のうち、148件（指摘：140件、意見・要望：8件）が改善され、前回までに措置済みとなっている262件と合わせて、410件（85.4%）が措置済みとなった。残る70件については、執行部局において改善の取組途上又は改善策を検討中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数は、表2のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置78件、要綱等の制定・改正など、再発防止の取組197件、合計275件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、以下のようなものがある。

- ・ ホームページ改修やボランティア活動の普及啓発など、実態に応じた事務処理の改善
- ・ 下水道料金の減免調査基準の策定など、要綱等の制定・改正
- ・ 建設副産物の処理状況について受注者に報告を求めるなど、契約・仕様等の見直し
- ・ 新たな研修の実施やチェック機能の強化など、再発防止に向けた体制の構築

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等執行機関が講じた措置内容を公表することにより、都政に対する都民の理解が深められる一助となれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位：件、%)

合 計	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
	指 摘	440	240	140	86.4	60
	意見・要望	40	22	8	75	10
	計	480	262	148	85.4	70

(単位：件、%)

年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
24	行政監査 (土地及び建物の運用・ 管理について)	平成24.9.18 ～ 平成25.1.31	指 摘	16	14	—	87.5	2
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	16	14	—	87.5	2
27	行政監査 (庁舎及び都民利用施設 における都民サービス について)	平成27.9.25 ～ 平成28.2.4	指 摘	24	23	—	95.8	1
			意見・要望	11	8	2	90.9	1
			計	35	31	2	94.3	2
28	定例監査 (平成27年度執行分)	平成28.1.8 ～ 平成28.9.2	指 摘	112	110	1	99.1	1
			意見・要望	4	4	—	100	0
			計	116	114	1	99.1	1
	工事監査	平成28.1.18 ～ 平成29.1.12	指 摘	31	29	2	100	0
			意見・要望	3	3	—	100	0
			計	34	32	2	100	0
	財政援助団体等監査	平成28.9.1 ～ 平成29.1.26	指 摘	83	64	11	90.4	8
			意見・要望	5	3	1	80	1
			計	88	67	12	89.8	9
	行政監査 (財務に関する事務の内 部統制について)	平成28.9.1 ～ 平成29.1.26	指 摘	—	—	—	—	—
			意見・要望	7	4	—	57.1	3
			計	7	4	—	57.1	3
	各会計歳入歳出 決算審査	平成29.7.12 ～ 平成29.8.31	指 摘	16	—	15	93.8	1
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	16	—	15	93.8	1
29	定例監査 (平成28年度執行分)	平成29.1.10 ～ 平成29.8.31	指 摘	143	—	97	67.8	46
			意見・要望	10	—	5	50	5
			計	153	—	102	66.7	51
	工事監査 (前期・島しょ)	平成29.1.16 ～ 平成29.8.31	指 摘	15	—	14	93.3	1
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	15	—	14	93.3	1

(注) 各会計歳入歳出決算審査については年度

(表2) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

措置区分 監査種別		2 7 年	2 8 年				2 9 年		計
		行政	定例	工事	財援	決算 審査	定例	工事 (前期・島 しょ)	
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	1	—	1 2	1	1 4
		—	—	—	2	—	1 3	1	1 6
	イ 土地・建物等 資産管理	—	—	—	—	—	2	—	2
		—	—	—	—	—	2	—	2
	ウ 会計処理	—	—	—	2	1 5	1	—	1 8
		—	—	—	2	1 5	1	—	1 8
	エ 事務処理等	2	1	—	3	—	3 4	1	4 1
		2	1	—	3	—	3 5	1	4 2
	小計	2	1	—	6	1 5	4 9	2	7 5
		2	1	—	7	1 5	5 1	2	7 8
2 再発防止の取組	ア 要綱等の制定 ・改正	—	—	—	—	—	2	—	2
		—	—	—	—	—	6	—	6
	イ 契約・仕様等 の見直し	—	—	—	3	—	1 2	1	1 6
		—	—	—	8	—	1 7	1	2 6
	ウ ルール・体制 の構築	—	—	2	3	—	1 6	1 1	3 2
		—	1	2	5	9	3 7	1 3	6 7
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	—	2 3	—	2 3
		—	—	2	5	8	7 1	1 2	9 8
	小計	—	—	2	6	—	5 3	1 2	7 3
		—	1	4	1 8	1 7	1 3 1	2 6	1 9 7
合 計		2	1	2	1 2	1 5	1 0 2	1 4	1 4 8
		2	2	4	2 5	3 2	1 8 2	2 8	2 7 5

(注1) 各会計歳入歳出決算審査については年度

(注2) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注3) 上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを1つ選定した場合の数値

下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	事 項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大に交付した補助金・支出した契約代金等が返還されたもの 過大な契約代金を契約変更により減額したもの 都税・使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 土地・建物等 資産管理	土地・建物等の管理状況を改善したもの 土地・建物や物品等の占有・使用許可手続を是正したもの 建物・工作物・設備・物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事や事業内容を、要綱等に基づき是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱・基準等を新たに制定したもの 要綱・基準等を現状に即した内容に改正したもの 事務処理のマニュアル等を新たに作成したもの
イ 契約・仕様等 の見直し	同一・類似の事務事業について、契約等の方法を改めたもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制 の構築	事務処理ルールを改善又は新たに構築したもの 委員会・PT等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員を対象に研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議等を開催し、再発防止策を周知徹底したもの

1 是正・改善措置

エ 事務処理等

○ 都立公園及び海上公園ホームページの利便性を向上させたもの

平成27年行政監査 建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ） 港湾局（東京港埠頭株式会社、アメニス海上南部地区グループ） No. 1・2（P. 21・22）

指摘の概要

都立公園及び海上公園のホームページを見たところ、文字と背景の区別をつけやすい画面表示や画面読み上げソフトへの対応が不十分である等の状況が認められた。

そこで、高齢者や障害者を含む全ての人が必要な情報にアクセスし、利用できる環境を整備するよう求めた。

措置の概要

局及び指定管理者は、画面の明暗の差をはっきりさせることで、文字と背景の区別をつけやすくしたり、画面読み上げソフトに対応するなど、利用者が必要な情報に容易にアクセスできる、使いやすいホームページに改修した。

○ 災害時帰宅支援ステーションの掲載情報を適切に更新したもの

平成29年定例監査 総務局 No. 35（P. 35）

指摘の概要

総合防災部は、災害時における帰宅困難者の徒歩帰宅を支援する施設として、コンビニエンスストア等1万747か所（平成28年11月時点）を災害時帰宅支援ステーションとして指定している。

しかしながら、上記施設が検索できるホームページ「東京都防災マップ」を見たところ、監査日現在、9,939施設のみが掲載されていたため、最新情報の提供に努めるよう求めた。

措置の概要

部は、「東京都防災マップ」における災害時帰宅支援ステーションの掲載情報を最新のものに更新した。

また、年1回の定期的な更新等を部内ルールで定めるなど、再発防止体制を強化した。平成30年度からは、さらに、施設情報の変更箇所を効率的に把握することができる調査方法に改めることとした。

○ 外国人おもてなしボランティアの活動機会拡大を図ったもの

平成２９年定例監査 生活文化局 No. １３０（P. ７５）

指摘の概要

局は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、街中で道案内等の手助けを行う「外国人おもてなしボランティア」を育成している。

ところで、ボランティア登録者の活動状況を見たところ、約４５％が活動を行っていないことが認められた。そこで、登録者へイベント情報等を効果的に周知し、人材を有効活用するよう求めた。

措置の概要

局は、平成２９年２月に登録者向けイベントを開催し、ボランティアに関する各種情報提供を行った。

また、登録者が各々の活動報告を記録し、互いに閲覧できる専用ホームページを平成２９年３月に開設し、活動意欲の醸成を図った。

○ 高齢者運転講習等の予約状況をホームページで閲覧できるようにしたもの

平成２９年定例監査 警視庁 No. １３４（P. ７７）

指摘の概要

交通部は、都内４７教習所と協定を締結し高齢者講習等を実施させており、講習等の場所や定休日、直近の予約可能日等は、警視庁ホームページで情報提供を行っている。

しかしながら、監査日現在、府中・鮫洲の両運転免許試験場の予約状況がホームページに掲載されていなかったため、予約状況の情報提供方法について検討するよう求めた。

措置の概要

府中・鮫洲の両試験場における高齢者講習等の予約状況は、平成２９年６月２３日からホームページ掲載を開始し、受講者の利便性向上を図った。

また、平成２９年９月２７日に交通部内所属長会議を開催し、今後、都民等に対して周知すべき事業を実施する場合は、効果的な広報媒体により、速やかな情報提供を行っていくことを周知した。

2 再発防止の取組

ア 要綱等の制定・改正

○ 下水道料金の減額適用状況を見直し、適正な収入を行ったもの

平成29年定例監査 水道局 No. 98 (P. 62)

指摘の概要

各営業所では、東京都下水道条例及び局が定める営業事務取扱手続に基づき、病床数20以上を有する医療施設（国、地方公共団体が経営するものを除く。）の下水道料金について減額を行っている。

しかしながら、墨田営業所及び江戸川営業所では、病床数が減り対象外となった施設に対しても料金減額を行っていたため、料金減額を適正に行うよう求めた。

措置の概要

墨田営業所及び江戸川営業所は、平成29年2月に料金減額の適用解除処理を行い、過去に減額した料金について、請求を行い収入した。

サービス推進部は、料金減額を行っている医療施設全件（428件）について平成29年3月に調査したところ、14件の誤適用が判明したため、是正した。

また、初回減額調査以降の調査基準として、医療機関名簿との突合や福祉保健局への照会等を定めるとともに、減額申請書に申請者に向けた注意喚起文を追加した。

イ 契約・仕様等の見直し

○ 受注者を適切に指導・監督するため、局への報告義務を定めたもの

平成29年工事監査 交通局 No. 146 (P. 81)

指摘の概要

大江戸線森下駅他電飾広告看板の修繕工事で排出された蛍光ランプの処理を見たところ、水銀を再資源化せずに最終処分場に埋立処分している状況が認められた。

東京都建設リサイクルガイドラインでは、建築物等に使用されている蛍光ランプを取り外す場合は、水銀等の再資源化に努めなければならないとしていることから、受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

措置の概要

資産運用部は、蛍光ランプの廃棄・リサイクル実施状況の局への報告義務等を定めた改訂仕様書を作成し、受注者を適切に指導・監督していくこととした。

また、局は職員に通知を発出するとともに、各部監査担当者会において、指摘事項と東京都建設リサイクルガイドラインを改めて周知し、情報共有を行った。

○ 災害拠点病院における災害用備蓄医薬品等の管理方法を改めたもの

平成２８年財政援助団体等監査

福祉保健局（公益財団法人東京都保健医療公社） Ｎｏ．１２（Ｐ．２８）

指摘の概要

福祉保健局が補助を行っている、災害拠点病院の災害用備蓄医薬品・診療材料・器材の管理・購入状況を見たところ、管理台帳に、有効期限が経過した災害用備蓄医薬品・診療材料が記載されている事例が認められた。

そこで、局に対し、災害用備蓄医薬品・診療材料の適切な更新について、改めて病院に周知徹底するよう求めた。

措置の概要

局は、「入替予定年度」と「入替状況」が一目で分かるよう管理台帳の様式を見直すとともに、管理台帳の提出回数を増やすことで、災害用備蓄医薬品・診療材料が適切に更新されているかの確認を強化した。

また、平成２９年度東京都災害拠点病院連絡会において、全災害拠点病院に対し、管理台帳の取扱いに関する変更点を周知し、適切な備蓄品管理を注意喚起した。

○ 工事事務に関する研修会を立ち上げ、再発防止に向けた体制強化を図ったもの

平成２８年工事監査 病院経営本部 Ｎｏ．５（Ｐ．２４）

指摘の概要

公共工事の契約締結においては、透明性の確保のため、関係法令により、入札・契約過程及び契約内容を公表することが定められている。

しかしながら、多摩総合医療センター改修工事を見たところ、入札・契約過程及び契約内容が公表されていなかったため、適切な公表を求めた。

措置の概要

本部は、工事事務に係る研修会を新規に立ち上げ、工事情報の適切な公表について周知徹底するとともに、積算や施工管理など工事事務全般について、工事担当者への指導を強化した。

今後は、上記研修会を毎年度実施し、継続して再発防止に取り組んでいく。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表3（監査種別）及び表4（指摘区分別）のとおりであり、表3及び表4の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表3、表4及び個別の概要にある「措置区分」は、4ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一若しくは類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表3）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
平成 2 7 年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）											
【意見・要望事項】											
1	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ）	都立公園に係る各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティについて				◎					21
2	港湾局（東京港埠頭株式会社、アメニス海上南部地区グループ）	海上公園に係る各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティについて				◎					22
平成 2 8 年定例監査											
【指摘事項】											
3	都市整備局	都営住宅管理総合システムのデータ消去について検討すべきもの				◎			○		23
平成 2 8 年工事監査											
【指摘事項】											
4	交通局	試掘費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	24
5	病院経営本部	工事に係る入札及び契約に関する情報について適切に公表すべきもの							◎	○	24
平成 2 8 年財政援助団体等監査											
【指摘事項】											
6	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	補助対象事業の実績を徴すべきもの						◎		○	25
7	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都体育協会）	競技団体における講習の実施を確認すべきもの				◎		○		○	25
8	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	管理運営委託を適切に行うべきもの	◎					○			26
9	福祉保健局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	資産除去債務に係る記載を適切に行うべきもの			◎				○	○	26
10	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	技能講習委託契約を適切に行うべきもの						◎			27
11	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	廃棄物の処理を適正に行うべきもの						◎			27
12	福祉保健局（公益財団法人東京都保健医療公社）	災害用備蓄医薬品・診療材料について適時適切に更新されるよう周知徹底すべきもの							◎	○	28

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
13	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	債権管理を適切に行うべきもの	○			◎		○			28	
14	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	災害対策用物品の会計処理を適正に行うべきもの			◎					○	28	
15	産業労働局（公益財団法人東京都農林水産振興財団）	行政財産の使用許可に係る使用料の徴収を速やかに行うべきもの						○	◎		29	
16	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	建物維持管理等業務の委託完了報告及び完了検査を適正に行うべきもの						○	◎		29	
【意見・要望事項】												
17	都市整備局（株式会社多摩ニュータウン開発センター）	長期的な資金需要の把握について				◎			○		30	
平成２８年度各会計歳入歳出決算審査												
【指摘事項】												
18	主税局	物品について			◎				○	○	31	
19	生活文化局	会計処理について			◎				○		31	
20	生活文化局	公有財産について＜出資による権利＞			◎					○	31	
21	都市整備局	公有財産について＜建物＞			◎				○		31	
22	環境局	公有財産について＜出資による権利＞			◎					○	31	
23	福祉保健局	公有財産について＜建物＞			◎					○	32	
24	福祉保健局	公有財産について＜出資による権利＞			◎					○	32	
25	福祉保健局	物品について			◎					○	32	
26	病院経営本部	物品について			◎				○		32	
27	産業労働局	公有財産について＜山林＞			◎				○		32	
28	建設局	公有財産について＜土地＞			◎				○		33	
29	建設局	物品について			◎				○		33	
30	港湾局	物品について			◎				○	○	33	
31	東京消防庁	債権について			◎					○	33	
32	教育庁	公有財産について＜建物＞			◎				○		33	
平成２９年定例監査												
【指摘事項】												
33	総務局	一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務に係る完了検査を適正に行うべきもの						○		○	◎	34
34	総務局	備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行うべきもの						○		○	◎	34
35	総務局	災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供すべきもの				◎		○	○			35
36	総務局	業務委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの				◎			○	○		36
37	総務局	適正な支出科目で執行すべきもの						◎				36
38	主税局	路線価を適正に付設すべきもの	◎								○	37
39	主税局	複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの	◎								○	37
40	主税局	複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの	◎								○	37

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
41	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎							○	38
42	主税局	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	◎							○	38
43	主税局	画地及び住戸の数の認定を適正に行うべきもの	◎							○	38
44	主税局	家屋に係る固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	◎							○	39
45	主税局	家屋の評価を適正に行うべきもの	◎							○	39
46	主税局	過年度分の固定資産税（償却資産）を課税すべきもの	◎						○	○	39
47	主税局	納税交渉及び滞納処分を適切に行うべきもの				◎				○	40
48	主税局	滞納処分を適切に行うべきもの				◎				○	40
49	生活文化局	端末機器等の借入れに係る特命随意契約を見直すべきもの							◎	○	41
50	生活文化局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの							◎	○	41
51	オリンピック・パラリンピック準備局	契約内容の変更を適正に行うべきもの								◎	41
52	都市整備局	調査委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの								◎	42
53	都市整備局	調査検討委託契約の変更手続を適正に行うべきもの								◎	42
54	都市整備局	都営住宅の退去に伴う損害金の調定を適正に行うべきもの			◎					○	43
55	都市整備局	建物管理委託契約の履行確認を適切に行うべきもの						◎			43
56	都市整備局	工事の施工管理を適切に行うべきもの							◎		44
57	環境局	移植樹木維持管理委託の積算を適切に行うべきもの							◎	○	44
58	環境局	自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行うべきもの								◎	45
59	環境局	業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導すべきもの				◎			○	○	45
60	福祉保健局	受託者への履行確認及び診療報酬請求業務の進行管理を適切に行うべきもの				◎			○		46
61	福祉保健局	再審査請求の実施について文書により意思決定すべきもの							◎		46
62	福祉保健局	個人負担分診療報酬の債権管理を適切に行うべきもの				◎			○		46
63	福祉保健局	建物管理を適切に行うべきもの						◎		○	47
64	福祉保健局	随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの						◎			48
65	福祉保健局	除草・せん定等の委託について適切に行うべきもの						◎		○	48
66	福祉保健局	委託契約の処理を適切に行うべきもの								◎	49
67	福祉保健局	感染性廃棄物等の保管を適切に行うべきもの		◎							49
68	病院経営本部	病院における警備体制の改善を図るべきもの		◎						○	49
69	病院経営本部	工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導すべきもの								◎	50
70	病院経営本部	意思決定を適正に行うべきもの								◎	50
71	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	補助対象経費を明確にすべきもの					◎				50
72	産業労働局	清掃委託契約の履行確認を適切に行うべきもの						○		◎	51
73	中央卸売市場	保証金を適正に算定し徴収に努めるべきもの	◎						○	○	51

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
74	中央卸売市場	販売状況を適正に報告させ使用料及び保証金を算定し徴収に努めるべきもの	◎						○	○	51	
75	中央卸売市場	使用料等の債権に関する正確な情報を部と場とで共有すべきもの				◎			○		52	
76	中央卸売市場	改修工事に係る市場施設の使用承認手続について部と場とが連携して適切に処理すべきもの							◎	○	52	
77	建設局	隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行うべきもの							◎		53	
78	港湾局	一部工事完了の検査を適正に行うべきもの								◎	53	
79	港湾局	出納手続を適正に行うべきもの				◎			○	○	54	
80	港湾局	仕様書を適切に作成すべきもの							◎	○	54	
81	港湾局	履行確認を適正に行うべきもの								◎	54	
82	港湾局	委託契約における写真撮影を基準等に従って行わせるべきもの							◎		55	
83	港湾局	土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行うべきもの							◎		55	
84	港湾局	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの								◎	56	
85	東京消防庁	工事の安全施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの									◎	56
86	交通局	所契約の履行確認を適正に行うべきもの									◎	57
87	交通局	契約事務を適切に行うべきもの									◎	57
88	交通局	返金ボタンの使用を適正に管理すべきもの									◎	57
89	交通局	誤発券した1日券の管理を適正に行うべきもの									◎	58
90	交通局	簡易開錠機の取扱いを定めるべきもの				◎					○	58
91	交通局	「異常時修理」時に作業依頼書を作成するとともに、作業報告書を提出させるべきもの							◎	○		58
92	交通局	自動料金収納機の修理作業時における現金の取扱いを明確に定めるべきもの				◎					○	59
93	交通局	契約時に、修理の必要性等を確認し、その内容に沿った見積りを徴収すべきもの								◎		59
94	交通局	制服購入に係る契約事務を適正に行うべきもの								○	◎	60
95	水道局	事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定めるべきもの				◎				○	○	60
96	水道局	個人情報の取扱いについて通達に基づき具体的な定めを設けるべきもの						○	◎		○	61
97	水道局	事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定めるべきもの				◎				○	○	61
98	水道局	料金減額を適正に行うとともに、調査等、再発防止策を検討すべきもの				○	◎				○	62
99	水道局	未収金の徴収停止手続を適切に行うべきもの				◎					○	62
100	水道局	工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底すべきもの									◎	63
101	水道局	仕様書に定めた書類を適切に提出させるべきもの								○	◎	63
102	水道局	薬品管理規程を改正し、細則を定めるべきもの				◎	○				○	64
103	下水道局（東京都下水道サービス株式会社）	故障への対応作業を迅速に行うべきもの									◎	64
104	下水道局	緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管すべきもの							◎		○	65
105	下水道局	他企業工事の立会業務を適正に行うべきもの									◎	65
106	下水道局（東京都下水道サービス株式会社）	他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行うべきもの				◎					○	66

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
107	下水道局	基準等を定めるべきもの				◎				○	66	
108	下水道局	目的に則した報告を求めるべきもの				◎				○	67	
109	下水道局	積算について見直しを検討すべきもの				◎		○			67	
110	下水道局	公共下水道一時使用に関する業務の履行確認を行うべきもの				◎				○	67	
111	下水道局	公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行うべきもの				◎		○			68	
112	教育庁	教職員が常駐する場所にモニターを設置すべきもの				◎				○	68	
113	教育庁	学校独自の防犯マニュアルを作成すべきもの				◎					68	
114	教育庁	各種証明書交付に係る徴収事務について適切な指導を行うべきもの								◎	69	
115	教育庁	授業料に係る徴収事務を適正に行うべきもの	○						◎		69	
116	教育庁	生產品の販売に当たり価格を決定すべきもの				◎				○	70	
117	教育庁	生產品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録すべきもの				◎				○	70	
118	教育庁	生產品について適正に価格を決定し、販売すべきもの				◎				○	70	
119	教育庁	収納金の事務処理を適正に行うべきもの				◎				○	71	
120	教育庁	資金前渡に係る現金出納簿を作成すべきもの				◎			○		71	
121	教育庁	学校における完了確認を適切に行うよう J K K を指導すべきもの				◎					71	
122	教育庁	施設、設備の状況を正しく把握すべきもの							◎		72	
123	教育庁	転退学時における学校徴収金の返還を早急に行うべきもの							◎		72	
124	教育庁	部費の管理を適切に行うべきもの				◎					72	
125	教育庁	災害共済給付金の給付手続を速やかに行うべきもの							◎		73	
126	教育庁	預金管理を適切に行うべきもの	◎							○	73	
127	教育庁	東日本大震災の教訓を生かした学校危機管理計画を作成すべきもの				◎					73	
128	教育庁	多様な想定避難訓練を行うべきもの				◎					74	
129	議会局	都議会 P R コーナー展示パネルの保守点検回数を見直すべきもの							◎		74	
【意見・要望事項】												
130	生活文化局	外国人おもてなし語学ボランティアへの活動機会の周知について				◎				○	75	
131	生活文化局	調査が重複しないよう工夫することについて								◎	76	
132	中央卸売市場	各場の市場内業者への指導監督強化に向けた部の取組について							◎		76	
133	建設局	経過観察の取扱いに係る記録について						○	◎		77	
134	警視庁	高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について				◎				○	77	
平成 2 9 年工事監査（前期・島しょ）												
【指摘事項】												
135	環境局	立入り防止フェンスの積算を適正に行うべきもの								◎	○	78
136	環境局	埋戻しの積算を適正に行うべきもの								◎	○	78

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
137	中央卸売市場	さび止め塗料塗りの単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	78
138	港湾局	ネットワーク機器の単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	79
139	東京消防庁	アスファルト復旧の積算を適正に行うべきもの							◎	○	79
140	東京消防庁	アスファルト舗装解体の単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	79
141	交通局	潜水機材の積算を適正に行うべきもの							◎	○	80
142	教育庁	グラウンド舗装工の積算を適正に行うべきもの	◎						○		80
143	交通局	準備費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	80
144	交通局	運搬費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	81
145	東京消防庁	産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	81
146	交通局	蛍光ランプの再資源化について受注者を適切に指導・監督すべきもの						◎		○	81
147	教育庁	保安規程の変更及び届出について受託者を適切に指導・監督すべきもの				◎			○		82
148	産業労働局（島しょ）	受注者の現場着手時期を適切に管理すべきもの							◎	○	82

(表4) 措置通知一覧(指摘区分別)

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
【会計処理（歳入・収入）】												
19	生活文化局	28決算	会計処理について			◎				○		31
54	都市整備局	29定例	都営住宅の退去に伴う損害金の調定を適正に行うべきもの			◎					○	43
73	中央卸売市場	29定例	保証金を適正に算定し徴収に努めるべきもの	◎						○	○	51
74	中央卸売市場	29定例	販売状況を適正に報告させ使用料及び保証金を算定し徴収に努めるべきもの	◎						○	○	51
84	港湾局	29定例	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの							◎	○	56
114	教育庁	29定例	各種証明書交付に係る徴収事務について適切な指導を行うべきもの								◎	69
115	教育庁	29定例	授業料に係る徴収事務を適正に行うべきもの	○							◎	69
【債権管理】												
13	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	債権管理を適切に行うべきもの	○			◎		○			28
62	福祉保健局	29定例	個人負担分診療報酬の債権管理を適切に行うべきもの				◎			○		46
75	中央卸売市場	29定例	使用料等の債権に関する正確な情報を部と場とで共有すべきもの				◎			○		52
99	水道局	29定例	未収金の徴収停止手続を適切に行うべきもの				◎				○	62
【都税】												
38	主税局	29定例	路線価を適正に付設すべきもの	◎							○	37
39	主税局	29定例	複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの	◎							○	37
40	主税局	29定例	複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの	◎							○	37
41	主税局	29定例	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎							○	38
42	主税局	29定例	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	◎							○	38
43	主税局	29定例	画地及び住戸の数の認定を適正に行うべきもの	◎							○	38
44	主税局	29定例	家屋に係る固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	◎							○	39
45	主税局	29定例	家屋の評価を適正に行うべきもの	◎							○	39
46	主税局	29定例	過年度分の固定資産税（償却資産）を課税すべきもの	◎						○	○	39
47	主税局	29定例	納税交渉及び滞納処分を適切に行うべきもの				◎				○	40
48	主税局	29定例	滞納処分を適切に行うべきもの				◎				○	40
【歳入（その他）】												
60	福祉保健局	29定例	受託者への履行確認及び診療報酬請求業務の進行管理を適切に行うべきもの				◎			○		46
61	福祉保健局	29定例	再審査請求の実施について文書により意思決定すべきもの								◎	46
88	交通局	29定例	返金ボタンの使用を適正に管理すべきもの								◎	57
89	交通局	29定例	誤発券した1日券の管理を適正に行うべきもの								◎	58
90	交通局	29定例	簡易開錠機の取扱いを定めるべきもの				◎				○	58

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
98	水道局	29定例	料金減額を適正に行うとともに、調査等、再発防止策を検討すべきもの				○	◎			○	62
116	教育庁	29定例	生産品の販売に当たり価格を決定すべきもの				◎				○	70
117	教育庁	29定例	生産品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録すべきもの				◎				○	70
118	教育庁	29定例	生産品について適正に価格を決定し、販売すべきもの				◎				○	70
119	教育庁	29定例	収納金の事務処理を適正に行うべきもの				◎				○	71
【契約（仕様・積算）】												
8	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	28財援	管理運営委託を適切に行うべきもの	◎					○			26
50	生活文化局	29定例	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの							◎	○	41
57	環境局	29定例	移植樹木維持管理委託の積算を適切に行うべきもの							◎	○	44
65	福祉保健局	29定例	除草・せん定等の委託について適切に行うべきもの						◎		○	48
80	港湾局	29定例	仕様書を適切に作成すべきもの						◎	○	○	54
91	交通局	29定例	「異常時修理」時に作業依頼書を作成するとともに、作業報告書を提出させるべきもの						◎	○		58
92	交通局	29定例	自動料金収納機の修理作業時における現金の取扱いを明確に定めるべきもの				◎				○	59
96	水道局	29定例	個人情報の取扱いについて通達に基づき具体的な定めを設けるべきもの						○	◎	○	61
108	下水道局	29定例	目的に則した報告を求めるべきもの				◎				○	67
109	下水道局	29定例	積算について見直しを検討すべきもの				◎		○			67
110	下水道局	29定例	公共下水道一時使用に関する業務の履行確認を行うべきもの				◎				○	67
129	議会局	29定例	都議会PRコーナー展示パネルの保守点検回数を見直すべきもの						◎			74
【契約（履行確認）】												
33	総務局	29定例	一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務に係る完了検査を適正に行うべきもの					○		○	◎	34
34	総務局	29定例	備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行うべきもの					○		○	◎	34
36	総務局	29定例	業務委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの				◎			○	○	36
52	都市整備局	29定例	調査委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの								◎	42
55	都市整備局	29定例	建物管理委託契約の履行確認を適切に行うべきもの						◎			43
59	環境局	29定例	業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導すべきもの				◎			○	○	45
63	福祉保健局	29定例	建物管理を適切に行うべきもの						◎		○	47
66	福祉保健局	29定例	委託契約の処理を適切に行うべきもの								◎	49
69	病院経営本部	29定例	工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導すべきもの								◎	50
72	産業労働局	29定例	清掃委託契約の履行確認を適切に行うべきもの						○		◎	51
78	港湾局	29定例	一部工事完了の検査を適正に行うべきもの								◎	53
81	港湾局	29定例	履行確認を適正に行うべきもの							◎	○	54
82	港湾局	29定例	委託契約における写真撮影を基準等に従って行わせるべきもの						◎		○	55

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁		
				1				2						
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
86	交通局	29定例	所契約の履行確認を適正に行うべきもの									◎	57	
100	水道局	29定例	工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底すべきもの									◎	63	
【契約（その他）】														
10	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	28財援	技能講習委託契約を適切に行うべきもの								◎		27	
11	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	28財援	廃棄物の処理を適正に行うべきもの							◎			27	
49	生活文化局	29定例	端末機器等の借入に係る特命随意契約を見直すべきもの								◎	○	41	
51	オリンピック・パラリンピック準備局	29定例	契約内容の変更を適正に行うべきもの									◎	41	
53	都市整備局	29定例	調査検討委託契約の変更手続を適正に行うべきもの									◎	42	
56	都市整備局	29定例	工事の施工管理を適切に行うべきもの								◎		44	
58	環境局	29定例	自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行うべきもの									◎	45	
64	福祉保健局	29定例	随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの							◎			48	
77	建設局	29定例	隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行うべきもの									◎	53	
83	港湾局	29定例	土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行うべきもの							◎		○	55	
87	交通局	29定例	契約事務を適切に行うべきもの									◎	57	
93	交通局	29定例	契約時に、修理の必要性等を確認し、その内容に沿った見積りを徴取すべきもの									◎	59	
94	交通局	29定例	制服購入に係る契約事務を適正に行うべきもの								○	◎	60	
95	水道局	29定例	事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定めるべきもの				◎				○	○	60	
97	水道局	29定例	事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定めるべきもの				◎				○	○	61	
101	水道局	29定例	仕様書に定めた書類を適切に提出させるべきもの								○	◎	63	
103	下水道局（東京都下水道サービス株式会社）	29定例	故障への対応作業を迅速に行うべきもの									◎	64	
104	下水道局	29定例	緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管すべきもの							◎		○	65	
105	下水道局	29定例	他企業工事の立会業務を適正に行うべきもの									◎	65	
106	下水道局（東京都下水道サービス株式会社）	29定例	他企業工事の立会に関する台帳等の作成を適切に行うべきもの				◎					○	66	
107	下水道局	29定例	基準等を定めるべきもの				◎					○	66	
111	下水道局	29定例	公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行うべきもの				◎			○			68	
121	教育庁	29定例	学校における完了確認を適切に行うようＪＫＫを指導すべきもの				◎						71	
122	教育庁	29定例	施設、設備の状況を正しく把握すべきもの								◎		72	
131	生活文化局	29定例	調査が重複しないよう工夫することについて									◎	76	
【会計処理（歳出・支出）】														
9	福祉保健局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	28財援	資産除去債務に係る記載を適切に行うべきもの				◎					○	○	26
14	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	災害対策用物品の会計処理を適正に行うべきもの				◎						○	28
16	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	28財援	建物維持管理等業務の委託完了報告及び完了検査を適正に行うべきもの								○	◎		29

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
37	総務局	29定例	適正な支出科目で執行すべきもの						◎			36	
120	教育庁	29定例	資金前渡に係る現金出納簿を作成すべきもの				◎			○		71	
【補助金等】													
6	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	28財援	補助対象事業の実績を徴すべきもの						◎		○	25	
7	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都体育協会）	28財援	競技団体における講習の実施を確認すべきもの				◎		○		○	25	
12	福祉保健局（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	災害用備蓄医薬品・診療材料について適時適切に更新されるよう周知徹底すべきもの							◎	○	28	
【財産管理】													
15	産業労働局（公益財団法人東京都農林水産振興財団）	28財援	行政財産の使用許可に係る使用料の徴収を速やかに行うべきもの						○	◎		29	
20	生活文化局	28決算	公有財産について＜出資による権利＞			◎					○	31	
21	都市整備局	28決算	公有財産について＜建物＞			◎				○		31	
22	環境局	28決算	公有財産について＜出資による権利＞			◎					○	31	
23	福祉保健局	28決算	公有財産について＜建物＞			◎					○	32	
24	福祉保健局	28決算	公有財産について＜出資による権利＞			◎					○	32	
27	産業労働局	28決算	公有財産について＜山林＞			◎				○		32	
28	建設局	28決算	公有財産について＜土地＞			◎				○		33	
31	東京消防庁	28決算	債権について			◎					○	33	
32	教育庁	28決算	公有財産について＜建物＞			◎				○		33	
【物品管理】													
18	主税局	28決算	物品について			◎				○	○	31	
25	福祉保健局	28決算	物品について			◎					○	32	
26	病院経営本部	28決算	物品について			◎				○		32	
29	建設局	28決算	物品について			◎				○		33	
30	港湾局	28決算	物品について			◎				○	○	33	
79	港湾局	29定例	出納手続を適正に行うべきもの				◎			○	○	54	
【工事（単価設定）】													
135	環境局	29工事	立入り防止フェンスの積算を適正に行うべきもの							◎	○	78	
136	環境局	29工事	埋戻しの積算を適正に行うべきもの							◎	○	78	
137	中央卸売市場	29工事	さび止め塗料塗りの単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	78	
138	港湾局	29工事	ネットワーク機器の単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	79	
139	東京消防庁	29工事	アスファルト復旧の積算を適正に行うべきもの							◎	○	79	
140	東京消防庁	29工事	アスファルト舗装解体の単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	79	
141	交通局	29工事	潜水機材の積算を適正に行うべきもの								◎	○	80

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
142	教育庁	29工事	グラウンド舗装工の積算を適正に行うべきもの	◎							○		80
【工事（諸経費等）】													
4	交通局	28工事	試掘費の積算を適正に行うべきもの								◎	○	24
143	交通局	29工事	準備費の積算を適正に行うべきもの								◎	○	80
144	交通局	29工事	運搬費の積算を適正に行うべきもの								◎	○	81
【工事（その他）】													
5	病院経営本部	28工事	工事に係る入札及び契約に関する情報について適切に公表すべきもの								◎	○	24
145	東京消防庁	29工事	産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指導・監督すべきもの								◎	○	81
146	交通局	29工事	蛍光ランプの再資源化について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎		○	81
147	教育庁	29工事	保安規程の変更及び届出について受託者を適切に指導・監督すべきもの				◎				○		82
148	産業労働局（島しょ）	29工事	受注者の現場着手時期を適切に管理すべきもの								◎	○	82
【情報管理】													
3	都市整備局	28定例	都営住宅管理総合システムのデータ消去について検討すべきもの				◎				○		23
【その他】													
1	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ）	27行政	都立公園に係る各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティについて				◎						21
2	港湾局（東京港埠頭株式会社、アメニス海上南部地区グループ）	27行政	海上公園に係る各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティについて				◎						22
17	都市整備局（株式会社多摩ニュータウン開発センター）	28財援	長期的な資金需要の把握について				◎				○		30
35	総務局	29定例	災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供すべきもの				◎			○	○		35
67	福祉保健局	29定例	感染性廃棄物等の保管を適切に行うべきもの		◎								49
68	病院経営本部	29定例	病院における警備体制の改善を図るべきもの		◎							○	49
70	病院経営本部	29定例	意思決定を適正に行うべきもの									◎	50
71	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	29定例	補助対象経費を明確にすべきもの					◎					50
76	中央卸売市場	29定例	改修工事に係る市場施設の使用承認手続について部と場とが連携して適切に処理すべきもの								◎	○	52
85	東京消防庁	29定例	工事の安全施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの									◎	56
102	水道局	29定例	薬品管理規程を改正し、細則を定めるべきもの				◎	○				○	64
112	教育庁	29定例	教職員が常駐する場所にモニターを設置すべきもの				◎					○	68
113	教育庁	29定例	学校独自の防犯マニュアルを作成すべきもの				◎						68
123	教育庁	29定例	転退学時における学校徴収金の返還を早急に行うべきもの								◎		72
124	教育庁	29定例	部費の管理を適切に行うべきもの				◎						72
125	教育庁	29定例	災害共済給付金の給付手続を速やかに行うべきもの								◎		73
126	教育庁	29定例	預金管理を適切に行うべきもの	◎							○		73

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
127	教育庁	29定例	東日本大震災の教訓を生かした学校危機管理計画を作成すべきもの				◎					73
128	教育庁	29定例	多様な想定避難訓練を行うべきもの				◎					74
130	生活文化局	29定例	外国人おもてなし語学ボランティアへの活動機会の周知について				◎			○		75
132	中央卸売市場	29定例	各場の市場内業者への指導監督強化に向けた部の取組について							◎		76
133	建設局	29定例	経過観察の取扱いに係る記録について							○	◎	77
134	警視庁	29定例	高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について				◎				○	77

〔平成２７年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
1	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ）	都立公園に係る各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティについて	1-エ	ー	局が所管する都立公園のホームページについて、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に含まれる以下の事項について運用状況を確認したところ、監査日現在、一部適切でない状況が見受けられた。 ア サイト構造、ナビゲーション機能、検索、リンク設定 イ 個人情報保護 ウ 各種支援プログラム対応（音声変換ソフトでの解釈） エ わかりやすさ（アイコン、用語、弱視者や色覚障害者への配慮等） オ バリアフリー、ユニバーサルデザインに係る情報 カ 利便性（必要な情報の掲示等） 局は、現在、局が管理しているホームページについて、統一基準に準拠させる改修を業務委託契約により行っており、これにより、局のホームページは統一基準に準拠したものに改善されるものの、 ①指定管理者が管理しているホームページについては、当該改修に含まれていないこと ②「利便性（必要な情報の掲示等）」については、当該改修に含まれていないこと から、局及び指定管理者は、改修と併せて、これらについても留意し、高齢者や障害者を含めた全ての人が必要な情報にアクセスできるアクセシビリティ及びユーザビリティをより一層向上させることが望まれる。	局及び指定管理者は、次のとおり、各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティの一層の向上を図った。 局の管理するホームページについて、平成２８年４月に画面読み上げソフトへの対応等の改修を行った。 アメニス東部地区グループの管理するホームページについては、平成２８年１２月にリニューアルを行い、画面の明暗の差をはっきりさせることで、文字と背景の区別をつきやすくしたり、画面読み上げソフト等への対応を行うことで、利用者にとって使いやすいホームページとなった。 西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ及び東京都公園協会の管理する各都立公園のホームページについては、それぞれ平成２８年度内に「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠させるリニューアルを行った。これにより、画面の明暗の差をはっきりさせることで、文字と背景の区別をつけやすくしたり、画面読み上げソフト等への対応を行うことで、利用者にとって使いやすいホームページとなった。 今後立ち上げるホームページについては、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠させ、利用者が必要な情報に容易にアクセスでき、使いやすいものに継続的に向上させていく。【１-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
2	港湾局（東京港埠頭株式会社、アメニス海上南部地区グループ）	海上公園に係る各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティについて	1 - エ	-	局が所管する海上公園のホームページについて、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に含まれる以下の事項について、運用状況を確認したところ、監査日現在、一部適切でない状況が見受けられた。 ア サイト構造、ナビゲーション機能、検索、リンク設定 イ 個人情報保護 ウ 各種支援プログラム対応（音声変換ソフトでの解釈） エ わかりやすさ（アイコン、用語、弱視者や色覚障害者への配慮等） オ バリアフリー、ユニバーサルデザインに係る情報の揭示 カ 利便性（必要な情報の揭示等） 局は、現在、局が管理しているホームページについて、統一基準に準拠させる改修を業務委託契約により行っており、これにより、局のホームページは統一基準に準拠したものに改善されるものの、 ①指定管理者が管理しているホームページについては、当該改修に含まれていないこと ②「利便性(必要な情報の揭示等)」については、当該改修に含まれていないこと から、局及び指定管理者は、改修と併せて、これらについても留意し、高齢者や障害者を含めた全ての人が必要な情報にアクセスできるアクセシビリティ及びユーザビリティをより一層向上させることが望まれる。	局及び指定管理者は、アメニス海上南部地区グループのホームページの改修については平成29年2月に、東京港埠頭株式会社のホームページの改修については同年7月に完了させた。 具体的には、画面の明暗の差をはっきりさせることで、文字と背景の区別をつけやすくしたり、画面読み上げソフト等への対応を行うことで、利用者にとって使いやすいホームページとなった。 今後、局は、局及び指定管理者が管理しているホームページについて、適宜「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」への対応状況を確認していくこととする。【1 - エ】

〔平成２８年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
3	都市整備局	都営住宅管理 総合システムの データ消去につ いて検討すべき もの	1－エ	2－ウ	都営住宅経営部は、都営住宅管理総合システム（以下「システム」という。）により、都営住宅等の入居申込みから退去までの一連の情報を管理している。システムが保有している情報には、入居者に関する基本情報や所得等の財産情報のほか、住宅使用料の納付状況や滞納に関する情報、同居親族や連帯保証人に関する情報など、多岐にわたる個人情報が含まれている。 ところで、東京都個人情報保護条例第7条によれば、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去しなければならないとされている。 そこで、システムのデータ消去について見たところ、都営住宅等の応募者や、都営住宅等の退去者など、募集業務、入居者管理業務、滞納整理業務などの対象でなくなった者のデータ消去が行われていないことが認められた。このため、平成14年度のシステム導入以後、システム内に個人情報が蓄積され続けている状況となっており、適切でない。 部は、システムで保有すべき個人情報を精査し、保有する必要のなくなった個人情報の消去について検討する必要がある。部は、システムのデータ消去について検討されたい。	部は、平成28年度内に全4回のプロジェクトチームによる検討と担当者ヒアリング等を行い、データ消去や退避（システムからの切り離し）を行っても支障がないと考えられるデータを選定した。システムを利用する事務所及び指定管理者並びにシステム運用業者への意見照会を経て、平成29年3月31日付けで「都営住宅管理総合システム内データの取扱方針」を策定した。【1－エ】 策定した取扱方針では、システム内データの保存期間を定め、保存期間が終了したデータについては、毎年度消去等を行うとしている。今後は方針に基づき、該当するデータについて毎年度消去等を行っていく。【2－ウ】

〔平成２８年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
4	交通局	試掘費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	大江戸線勝どき駅改良土木工事は、ホーム・コンコースの増築等を行うものである。 ところで、局積算基準では、試掘費は、共通仮設費のうち、積上げにより積算するものと定めている。 しかしながら、本工事では、試掘費を共通仮設費率の対象となる直接工事費に計上している。 このため、積算額約76万円が過大なものとなっている。 試掘費の積算を適正に行われたい。	部は、課内会議や基準類説明会等を行い、設計や積算等を行う職員に周知を行った。さらに再発防止に向けてチェックリストを見直し、同様の積算ミスがないようにすることとした。 指摘以降に起工した案件については、改訂したチェックリストにより確認をすることとした。【2-ウ、2-エ】
5	病院経営本部	工事に係る入札及び契約に関する情報について適切に公表すべきもの	2-ウ	2-エ	多摩総合医療センター（27）CT室改修工事ほか2件は、PFI事業により運営されている多摩総合医療センターの改修を行うものである。 ところで、公共工事の契約を締結したときは、入札及び契約に係る透明性の確保のため、関係法令により、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表することが定められている。 しかしながら、本工事では、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表していない。 工事に係る入札及び契約に関する情報について適切に公表されたい。	本部は、平成29年2月6日の施設担当者会において、再発防止について周知を行った。【2-エ】 また、工事事務に係る研修会を新規に立ち上げ、平成29年7月27日に第1回を開催し、工事に関する情報について適切に公表するよう周知徹底を行い、契約の流れや工事費積算・起工業務、施工管理等、工事事務全般について、工事担当者に対する指導を強化した。 今後は、毎年度工事事務研修会を実施し、継続して再発防止に取り組んでいく。【2-ウ】

【平成２８年財政援助団体等監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
6	生活文化局 (公益財団法人東京都 歴史文化財団)	補助対象事業 の実績を徴すべきもの	2-イ	2-エ	局が「平成２７年度公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京が行う事業に係る補助金交付要綱」に基づき財団に交付している補助金（１０億８，２２１万１，３６８円）について、財団が局に提出した事業実績報告書を見たところ、補助事業実績について具体性に欠ける報告を行っている事業が２事業（補助金確定額１億７３万６，５６６円）認められた。 財団及び局は、後日別の資料により補助対象事業の実績を報告・確認したとしているが、補助金の精算に当たり、要綱に基づく事業実績報告書により補助事業に係る規模等を局が確認しておらず、適切でない。 財団は、補助事業に係る規模等を事業実績報告書に記載して局に報告されたい。 局は、補助対象事業の実績を徴されたい。	財団は、平成２８年度補助事業実績報告において、補助対象事業に係る規模等の記載を適切に行い、文化振興部においても、実施規模等の具体的な内容が記載されていることを確認した。 文化振興部から財団に対し、平成２９年１月２４日付けの通知により、補助事業の実績報告に際し、実施規模等の具体的な内容を記載した上で適切に報告するよう指導した。 また、同日付けで文化振興部内の各課長に対しても、実績報告の内容を確認するよう文書により周知した。 さらに財団は文化振興部からの通知を受け、平成２９年１月３０日の財団事務局内の連絡会議において、実績報告に際し、実施規模等の具体的な内容の記載を行った上で適切に報告することにした。【２-イ、２-エ】
7	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都体育協会）	競技団体における講習の実施を確認すべきものの	1-エ	2-イ 2-エ	協会は、「競技力向上事業に係る協定書」に基づき、都の指導のもと、都が経費を負担し、協会が国民体育大会４１競技のジュニア選手の競技力向上を図るジュニア特別強化事業を実施している。 協会は、「競技力向上事業＜国体候補選手強化事業・ジュニア特別強化事業＞実施要項」に基づき、各競技団体に分担金を交付して事業を実施しており、各競技団体は強化合宿、強化練習会、対外試合、研修会等を行うほか、ジュニア向けのドーピング防止講習を年１回以上実施することとしている。 しかしながら、事業実施報告書を見たところ、ドーピング防止講習を実施したことが確認できない団体があった。 協会は、ジュニア特別強化事業について、競技団体でのドーピング防止講習の実施を確認されたい。	協会は、競技団体から、事業実施報告書の提出を受け、ドーピング防止講習実施状況（平成２６年度～平成２８年度）を確認した。【１-エ】 局は協会に、事業実施報告書様式を変更し、講習の実施確認を徹底するよう指導した。【２-イ】 協会は、競技団体に対し、平成２９年４月１８日開催の「競技力向上委員会」において、アンチ・ドーピング講習の実施を年１回以上実施するように指導した。【２-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
8	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	管理運営委託を適切に行うべきもの	1-ア	2-イ	会社は、会社とCが共同所有している地下鉄人形町ビル管理について、昭和63年からCと特命随意契約により委託契約を締結している。 この契約に係る金額は、CがDとの間で別途締結している「地下鉄人形町ビル保守管理業務委託」の委託金額を基に、業務に応じた会社とCのビルの専有面積割合で算出している。 そこで、「地下鉄人形町ビル保守管理業務委託」においてCがDに支払っている金額を確認したところ、年度によって相違があることが認められた。 しかしながら、会社とCは平成9年以降契約変更等の手続を行っておらず、実態とかい離している状況にある。 この結果、会社がCに対して支払っている委託料は、平成26年度と平成27年度を合わせて90万7,316円過払いとなっている。 会社は、人形町ビル管理運営委託を適切に行われたい。	会社はCから、平成29年4月28日に、委託金額に相違があった平成16年度から平成28年度における過払額390万775円(税込金額)の返還を受けた。【1-ア】 また、会社は、指摘の趣旨を踏まえ、平成29年3月31日をもって、自動更新となっている現契約を解約した。平成29年度の契約については、平成29年3月28日付けで、適正な委託料を算定してCと単年度契約を締結した。【2-イ】
9	福祉保健局 (地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)	資産除去債務に係る記載を適切に行うべきものの	1-ウ	2-ウ 2-エ	法人は、法律及び会計基準(以下「基準」という。)に基づき、固定資産の処分に係る費用を見積り、貸借対照表に資産除去債務として計上している。 資産除去債務の明細について見たところ、平成28年3月31日現在、サイクロトロン(ポジトロン医学研究施設内)について資産除去債務が計上されていないことが認められた。 法人は、基準の「資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず」との定めに基づき、計上しなかったとしている。 しかしながら、基準には、上記の理由により資産除去債務を計上しない場合については、「当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由」を注記する旨の定めがある。 法人が、本件について資産除去債務を計上せず、基準に定められた注記を行わなかったことは適切ではない。 法人は、資産除去債務に係る記載を適切に行われたい。	平成28年度期末決算においては、サイクロトロン(ポジトロン医学研究施設内)の処分費用等を見積もることが出来なかったため、会計基準で定められた注記を行った。 また、注記を含む財務諸表については、平成29年6月28日開催の平成29年第1回理事会に付議し、承認を受けた。【1-ウ】 平成29年2月27日に実施した係会議において、会計基準に基づき適正な財務諸表を作成すること、また、地方独立行政法人法第36条の規定に基づき選任された監査法人とも十分な協議を行うよう周知徹底した。【2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
10	福祉保健局 (公益財団 法人城北労 働・福祉セ ンター)	技能講習委託 契約を適切に行 うべきもの	2-イ	—	財団は、日雇労働者に対する就労支援として技能講習委託契約を締結しているが、これらの契約について見たところ、以下のとおり不適切な点が認められた。 (ア) 仕様書に具体的な履行内容が記載されておらず、契約に当たっての予定価格を積算していない。このため、「パソコン基礎・パソコン応用」契約は、講習内容が適切であるか、契約金額が妥当であるかを判断できない。 (イ) 「フォークリフトほか10科目」及び「車両系建設機械4科目」契約は、見積書には昼食代が含まれていないが、契約書は昼食代を含んだ金額となっており、受託者は昼食を提供している。 (ウ) 受講者のレベルによって複数のコースがあり受講料も異なる講習（「フォークリフトほか10科目」、「車両系建設機械4科目」及び「玉掛けほか7科目」契約）については、最も高額なコースのみで契約し、支払の際には実際に受講したコースの、契約書に記載のない受講料を支払っている。 財団は、技能講習委託契約を適切に行われたい。	平成29年度契約においては、予定価格の積算方法や昼食代の取扱い、コース設定について精査し、以下のとおり適切な契約とした。 (ア) 仕様書の履行内容を明確にした上でそれに基づき予定価格を積算し、契約した。 (イ) 昼食代については、契約に含まないこととした。 (ウ) コースにより受講料が異なる講習について、コースごとの金額を記載し契約した。【2-イ】
11	福祉保健局 (公益財団 法人城北労 働・福祉セ ンター)	廃棄物の処理 を適正に行うべ きもの	2-イ	—	センター本館及び分館の建物管理等委託契約を見たところ、年4回の汚水槽の清掃に伴って発生する、し尿混じりの汚泥の収集・運搬を行っていることが認められた。 ところで、廃棄物処理法によれば、し尿混じりの汚泥は一般廃棄物であり、その収集・運搬は一般廃棄物収集・運搬業、処分は同処分業の許可を受けた業者に、それぞれ委託しなければならない。 しかしながら、受託者は一般廃棄物収集・運搬業、同処分業いずれの許可業者でもなく、適正でない。 また、収集・運搬は法が禁止する再委託により実施されていることが業者のマニフェストから確認できるにもかかわらず、これを見落としていることは、適切でない。 財団は、廃棄物の処理について適正に行われたい。	清掃事務所等関係機関への事前確認を行うなど、法令の内容及び法令遵守の重要性について係内で再確認を行った。 平成29年度契約においては、入札・契約の際に、業者に許可証の提出を求めて確認し、一般廃棄物収集・運搬業の許可業者及び一般廃棄物の処分業の許可業者とそれぞれ契約を締結した。【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
12	福祉保健局 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)	災害用備蓄医 薬品・診療材料 について適時適 切に更新される よう周知徹底す べきもの	2-ウ	2-エ	局は、災害拠点病院の災害用に備蓄する医薬品・診療材料・器材の整備（以下「整備品」という。）に対して補助を行っている。また、整備品の管理・購入状況を確認するため、局は、毎年度、有効期限や使用可否等を記載した管理台帳及び整備品購入の実績報告を病院に提出させている。 ところで、これらの提出物を見たところ、管理台帳（毎年度9月現在）には、有効期限が経過した災害用備蓄医薬品・診療材料が記載されている事例が見受けられた。 局は、災害拠点病院の担当者を対象とした連絡会で、有効期限が経過した災害用備蓄医薬品等の更新について説明を行っているとしているが、十分に認識されていない病院がある。 局は、災害用備蓄医薬品・診療材料については適時適切に更新されるよう改めて病院に周知徹底されたい。	平成28年12月12日付けの災害拠点病院宛て補助金交付申請書類提出依頼文において、医薬品及び診療材料について、必ず有効期限が切れる前に入替えを行うよう通知した。 平成29年度には、管理台帳に「入替予定年度」と「入替状況」の欄を設けることで、一目で入替えの有無が分かるように見直した。また、管理台帳を交付申請前及び実績報告時の2回提出させることで、都においても適正な管理が実施されているか確認を行うこととした。【2-ウ】 平成29年6月21日開催の平成29年度東京都災害拠点病院連絡会において、局から全災害拠点病院に対し、管理台帳の処理の変更点を周知するとともに、改めて適切な備蓄品管理の徹底につき注意喚起した。【2-エ】
13	病院経営本 部（公益財 団法人東京 都保健医療 公社）	債権管理を適 切に行うべきも の	1-エ	1-ア 2-イ	豊島病院の平成27年度貸借対照表には、過年度医業外未収金及び過年度その他未収金が計上されている（合計金額：51万6,646円）。 これらの債権は、退職した職員の職員住宅光熱水費や手当等返納金が未払となっているものであり、病院は、督促、催告等の債権回収に向けた交渉を行い、その状況について記録し、債務者について必要な資料を整えておく必要がある。 しかしながら、病院の債権管理状況を見たところ、監査日現在、病院には納付交渉が記録された台帳等が整備されておらず、催告等も行われていないため、時効起点の時期及び時効到来日が不明であることが認められた。 公社は、過年度医業外未収金及び過年度その他未収金について、債権管理を適切に行われたい。	豊島病院は、早速に債権管理台帳を作成し、台帳に基づき退職した職員住宅光熱水費等の未納者に平成29年7月25日に催促の実施を開始した。【1-エ】 平成29年8月末時点で、職員住宅光熱水費の未納者のうち3名から計4万1,551円、手当等返納金の未納者のうち2名から計12万1,250円の入金があった。【1-ア】 また、再発防止策として、平成29年1月24日に未収金に関する会議を行い、退寮する職員に通知する「退寮する職員へ」を見直し、退寮後にも光熱水費の請求がある旨の周知を行うこととした。 さらに、未納金が生じないための方策の一つとして、常勤職員については、「退寮する職員へ」に未納光熱水費と退職金を相殺する場合がある旨追記した。【2-イ】
14	病院経営本 部（公益財 団法人東京 都保健医療 公社）	災害対策用物 品の会計処理を 適正に行うべき もの	1-ウ	2-エ	公社では、災害拠点として指定された各病院において、食料品、水、医薬品等を3日間分程度備蓄しており、財務会計処理要綱に基づき棚卸資産として会計処理することとしている。 ところで、公社の各病院における、災害対策用物品に係る会計処理を見たところ、食料品及び水については、貸借対照表の資産（その他貯蔵品）として計上されているものの、一部の災害対策用医薬品については、購入時に費用として会計処理しており、要綱とは異なる会計処理となっている。 公社は、災害対策用物品の会計処理を適正に行われたい。	平成29年1月24日の「防災担当者会」において事務連絡と関連資料を配布して、同年3月末に棚卸しを行うよう指示した。【2-エ】 平成29年3月31日に、災害対策用医薬品についても各病院で棚卸しを実施し、平成28年度決算において棚卸資産として会計処理を行った。【1-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
15	産業労働局 (公益財団法人東京都農林水産振興財団)	行政財産の使用許可に係る使用料の徴収を速やかに行うべきもの	2-ウ	2-イ	局は、財団に対して、補助事業の実施に必要な土地及び建物の使用許可を行い、使用料を徴収している。また、その使用料相当額を補助している。 東京都行政財産使用料条例第6条によると、使用料は、使用を開始する日までに全額を徴収しなければならないが、特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定することができる。 このことから、局は、財団に対して、補助金の交付決定日（各年度当初）以降に使用料を納付することを認めている。 そこで、局による使用料の徴収状況について見たところ、局は、財団に対して、補助金の交付決定日（4月1日）から2か月以上経過した日を使用料の納付期限として指定していることが認められた。 局は、行政財産の使用許可に係る使用料の徴収を速やかに行われたい。	局は、平成29年1月25日付けで徴収事務の流れをまとめた手順書を作成した。手順書において、人事異動に伴う事務引継及び関係事務を扱う担当者間の進捗確認を徹底することとし、使用料徴収を速やかに行うための確実な体制を整備した。【2-ウ】 平成29年度については、平成29年4月19日までに調定の登録及び納入通知書の発行を行い、同月28日までに納付されたことを確認した。【2-イ】
16	産業労働局 (地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)	建物維持管理等業務の委託完了報告及び完了検査を適正に行うべきもの	2-ウ	2-イ	局と法人は、東京都中小企業振興センターの建物維持管理等業務委託を特命随意契約により契約している。 この業務委託契約に係る実績について確認したところ、東京都城南地域中小企業振興センター分において、①研究等法人の固有事業に伴う産業廃棄物処理の経費であるため、標準運営費・自己収入科目で支出すべきところ、建物管理委託科目で支出されている案件、②建物の保守に伴う経費であるため、建物管理委託科目で支出すべきところ、標準運営費・自己収入科目で支出されている案件が認められた。 このため、平成26年度及び平成27年度における業務委託契約の委託完了報告書の実績が相違している状況となっており、適正でない。 法人は、建物維持管理等業務の区分経理を徹底し、委託完了報告を適正に行われたい。 局は、委託業務の完了検査を適正に行われたい。	法人は、委託基準及び区分経理について都と確認を行った。これに基づき、支払伝票の確認を行う旨を、平成29年2月開催の支所連絡会において、担当者へ周知徹底した。また、同月に、完了報告書作成時用のチェックリストを作成した。【2-ウ】 局は、平成29年2月に、完了検査チェック表を作成し、担当職員が検査する際に注意を要する点などを明確にした。【2-ウ】 平成28年度実績報告については、法人及び局においてこれらの様式を用い、適正に処理を行った。【2-イ】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
17	都市整備局 (株式会社 多摩ニュー タウン開発 センター)	長期的な資金 需要の把握につ いて	1-エ	2-ウ	会社の事業運営は、テナントの動向により収入が不安定になる可能性はあるものの、現状では、繰越利益剰余金が増加するなど順調に推移していると考えられることから、大規模修繕や債務の繰上償還などの中長期的な経営判断をすべき状況にあると考えられる。 ところで、会社の長期的な資金需要の見通しについて見たところ、会社は、監査日現在、5か年の修繕計画は策定しているものの、長期の修繕計画を策定していないことから、長期的な資金需要の規模が不明な状況となっている。 会社として、中長期的な経営判断をするに当たっては、長期的な資金需要の把握が不可欠であり、また、会社の所有・管理する建物の寿命を長引かせ、ビルとしての魅力を持続けるためにも、長期的な修繕計画の策定が必要である。 会社は、長期修繕計画を策定することにより、長期的な資金需要を把握することが望まれる。 局は、会社が作成する長期修繕計画を吟味した上で、必要な指導を行うことが望まれる。	会社は、平成29年3月に長期修繕計画を策定し、併せて現時点での資金需要を検証の上、局に報告した。また、長期修繕計画に基づき、その後の状況変化も踏まえ今年度の実施計画を社内決定した。 今後も長期修繕計画を基に大規模改修を進めるとともに、長期的な資金需要の把握を継続して行っていく。 局は、会社から平成29年3月に長期修繕計画、収支計画表等を提出させ、提出資料の分析を行い、債務の弁済が完了する平成38年度までの長期的な資金需要について把握し、会社から東京都への繰上償還ができる状況にないことを確認した。 今後、会社に対して長期修繕計画に基づき計画的に大規模改修を行うよう指導するとともに、会社の長期的な資金需要の把握に努めていく。【1-エ、2-ウ】

【平成２８年度各会計歳入歳出決算審査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
18	主税局	物品について	1-ウ	2-ウ 2-エ	物品１点（電話交換機）が登載漏れとなっている。	指摘に係る問題点について、総務部は、会計管理局と相談の上、平成２９年７月２４日に重要物品として「電話交換機」を誤削除再登録し、財務会計システムにて、平成２８年度に遡り複式処理の訂正も行った。【１-ウ】 再発防止の取組について、総務部は、事務処理ルールを見直し、重要物品の廃棄について起案文書で局に協議をするように変更し、平成２９年９月１２日に開催した主税局自己検査説明会で、事例について周知した。【２-ウ、２-エ】
19	生活文化局	会計処理について	1-ウ	2-ウ	（款）使用料及手数料（項）使用料（目）生活文化使用料において、調定額及び収入未済額が８６６万２，０５６円過大に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額８６６万２，０５６円について、平成２９年８月７日に財務会計システムにより修正処理を行った。【１-ウ】 平成２９年８月３１日付けの文書により、文化振興部内の各課長に対し、調定登録を誤った際には放置せず速やかに処理するように周知した。今後は、誤った調定登録を行った担当者は、速やかに取り消すことを第一とし、さらに決算時期において部の予算担当・副担当間で調定額や件名等の計上内容について複数チェックを行うこととした。【２-ウ】
20	生活文化局	公有財産について＜出資による権利＞	1-ウ	2-エ	出資による権利１億８，０２４万３４０円（（公財）東京都歴史文化財団出えん金（東京芸術文化創造発信助成事業）ほか２件）が過大に登載されている。	過大に登載されていた出資による権利について、平成２９年９月１２日に、財産情報システムから１億８，０２４万３４０円を削除した。【１-ウ】 平成２９年９月５日、財産事務担当者会議を開催し、出資による権利の増減額の報告に際しては、発生主義の金額ではなく、現金主義による金額で報告することを決算事務の通知に追記し、再発防止に努めた。【２-エ】
21	都市整備局	公有財産について＜建物＞	1-ウ	2-ウ	建物３０１．１３㎡（武蔵野アパート集会所ほか２件）が過大に登載されている。	過大に登載されていた武蔵野アパート集会所２棟について平成２９年７月２７日に、王子三丁目アパート集会所１棟について同年８月７日に、財産情報システムから削除した。【１-ウ】 平成２９年８月１４日に、都営住宅経営部より東部及び西部住宅建設事務所に対し、改めて除却業務と報告手続の流れについて通知を行い、各事務所内で除却業務から報告までの手順について周知徹底を図った。【２-ウ】
22	環境局	公有財産について＜出資による権利＞	1-ウ	2-エ	出資による権利１，６０１万２，０００円（（公財）東京都環境公社出えん金（スマートマンション導入促進事業基金））が過大に登載されている。	過大に登載されていた出資による権利について、平成２９年７月２８日に、財産情報システムから削除した。【１-ウ】 平成２９年９月５日の局庶務担当課長会により、担当部署へ今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【２-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
23	福祉保健局	公有財産について<建物>	1-ウ	2-エ	建物3, 581.53㎡(自立支援センター港寮ほか3件)が過大に登載されている。	平成29年8月21日付けで、所管部において「自立支援センター港寮」及び「自立支援センター中野寮」について、財産情報システムの「除却払」の登録を行い、公有財産台帳の閉鎖をしている。 平成29年8月23日付けで、所管部において「むさしが丘学園管理棟」及び「むさしが丘学園遊戯ホール」について、財産情報システムの「除却払」の登録を行い、公有財産台帳の閉鎖をしている。【1-ウ】 平成29年8月28日付事務連絡により、局内へ当該指摘事例の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】
24	福祉保健局	公有財産について<出資による権利>	1-ウ	2-エ	出資による権利6, 882万9, 008円(公財)東京都福祉保健財団「東京子育て応援事業」出せん金)が過大に登載されている。	平成29年8月8日付けで財産情報システムにより、同年3月31日時点で過大に登載されていた6, 882万9, 008円を含め、登録日時点で過大に登載されていた7, 489万8円の「一部除却減(減資)」の登録を行い、現在価格及び取得価格を修正している。【1-ウ】 平成29年8月28日付事務連絡により、局内へ当該指摘事例の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】
25	福祉保健局	物品について	1-ウ	2-エ	物品4点(MR Iほか3点)が過大に登載されている。	物品管理システムにおいて平成29年6月1日に2点、同月27日に1点、平成29年7月3日に1点の削除処理を行った。【1-ウ】 平成29年10月11日付事務連絡により、局内へ当該指摘事例及び適正な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】
26	病院経営本部	物品について	1-ウ	2-ウ	物品3点(物品棚)が過大に登載されている。	本部は、東部地域病院において過大に登載されている物品3点(物品棚)の修正処理を平成29年8月29日に行った。【1-ウ】 今後はこのような過大登載を防止するため、本部は、毎年度報告される無償貸付物品使用状況と重要物品一覧の突合を、総務課団体監理指導担当及び財務課内の担当複数人により行う。【2-ウ】
27	産業労働局	公有財産について<山林>	1-ウ	2-ウ	山林(分収)6万㎡(御大典記念事業盆堀造林地ほか1件)が過大に登載されている。	平成29年10月18日、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正処理を行った。【1-ウ】 公有財産増減異動通知書作成時には、財産台帳と公有財産増減異動通知書及び公有財産増減異動通知書の各項目の整合性について、事業担当と財産担当による確認を改めて徹底した。【2-ウ】 今後、記載事項等に修正が生じた場合には、担当間の情報共有を徹底し、修正内容に差異がないようにすることで適正に財産登録を行っていく。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
28	建設局	公有財産について<土地>	1-ウ	2-ウ	土地841.90㎡(道路)が過大に登載されている。	過大に登載されていた土地841.90㎡について、平成29年7月19日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】 第五建設事務所は、マニュアルに基づく財産情報システムの適正な処理について、担当職員に注意喚起した。また、処理結果について、原議に添付する公有財産台帳にて確認を徹底する。【2-ウ】
29	建設局	物品について	1-ウ	2-ウ	物品3点(ソデグロヅルほか2点)が過大に登載されている。	過大に登載されていた物品3点(ソデグロヅル・アミメキリン・ゴールデントーキン)について、平成29年7月28日に、物品管理システムから削除した。【1-ウ】 東部公園緑地事務所は、物品管理システムへの登録後、登録帳票と東京動物園協会から月次に提出される動物個体別報告書を突合し、登録内容の確認を徹底する。 確認に当たっては、新たに作成したチェックリストを活用し、入力担当者・審査担当者・課長による複数チェックを行う体制を構築することで、誤登録を防止する。【2-ウ】
30	港湾局	物品について	1-ウ	2-ウ 2-エ	物品2点(電光掲示板)が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた物品2点について、平成29年9月8日に、物品管理システムに登録した。【1-ウ】 再発防止の取組として、平成29年9月5日、工事請負に含まれる物品の取得に係る物品管理の手続について、課内職員を対象とした研修を行った。【2-エ】 また、物品管理者と物品出納員等の関係部署と調整を図り、起工時、契約時、工事完了時における物品管理の手続の流れ(フロー図)を共有し、管理を行うこととした。【2-ウ】 さらに、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】
31	東京消防庁	債権について	1-ウ	2-エ	債権1,418万1,000円(敷金)が計上漏れとなっている。	平成29年10月10日、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】 公有財産増減異動通知による債権の計上に関する対応について、平成29年8月1日に適切な業務執行の推進について係内に通知し周知することで、再発防止の徹底を図った。【2-エ】
32	教育庁	公有財産について<建物>	1-ウ	2-ウ	建物5.72㎡(水元小合学園校舎)が過大に登載されている。	過大に登載されていた水元小合学園校舎について、平成29年8月3日に、財産情報システムで補正を行った。【1-ウ】 新規に建物を公有財産台帳へ登録するに当たっては、検査済証及びしゅん工図(建築)により確認し、財産登録部署である学校等に対しても、同様に確認するよう指導した。【2-ウ】

〔平成２９年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
33	総務局	一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務に係る完了検査を適正に行うべきもの	2-エ	2-ア 2-ウ	総合防災部は、平成２８年度一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務委託契約をＡと締結し、災害時における施設の安全確認方法に関する助言を行うため、一時滞在施設に指定されている６施設に対し、一級建築士を派遣している。 この契約の履行状況を見たところ、以下の点が認められた。 ①受託者は、施設ごとに調査報告書を作成し提出することとなっているが、施設Ｂの調査報告内容のうち、所在地や建築年等の施設概要、施設に対して行った助言や施設との質疑応答の記録が、施設Ｃのものとなっている。 ②受託者は、６施設管理者にアンケートを配布・回収・集計・分析し、カラー印刷で提出することとなっているが、集計や分析は行わず、白黒印刷で提出している。 仕様書の内容に沿った履行となっていないにもかかわらず、部が検査を合格としているのは、適正でない。 部は、完了検査を適正に行われたい。	平成２８年度まで、完了検査について、検査員に加え、立会人として、担当者と所管の課長代理の２名体制で実施してきた。平成２９年度からは、担当者と所管の課長代理に加えて、所管外の課長代理が完了検査の立会いに加わることにした。より多くの目で確認を行うことで、適正な完了検査の実施に取り組んでいる。【２-ウ】 また、平成２９年６月に、転入者等事務に不慣れな若手職員等計３０名を対象に、５回（６月１４日・１６日・２０日・２１日・２２日）に分けて勉強会を実施した。部経理担当が作成したマニュアルを基に、会計・契約事務におけるポイントとミスの起きやすい事例を解説し、事例演習や意見交換を実施した。【２-ア、２-エ】
34	総務局	備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	2-エ	2-ア 2-ウ	総合防災部は、帰宅困難者用備蓄品の買入れ契約を締結している。 この契約の履行状況について見たところ、仕様書において提出を求めている納入事業所等からの物品受領書が提出されていないにもかかわらず、履行期限内に受託者から提出された納品書をもって、部が検査を合格としているのは、適正でない。 部は、備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行われたい。	平成２８年度まで、納品検査について、検査員と立会人物品出納員に加え、担当者と所管の課長代理の２名が立ち会っていた。平成２９年度からは、これらに加え、所管外の課長代理が納品検査の立会いに加わることにした。より多くの目で確認を行うことで、適正な完了検査の実施に取り組んでいる。【２-ウ】 また、平成２９年６月に、転入者等事務に不慣れな若手職員等計３０名を対象に、５回（６月１４日・１６日・２０日・２１日・２２日）に分けて勉強会を実施した。部経理担当が作成したマニュアルを基に、会計・契約事務におけるポイントとミスの起きやすい事例を解説し、事例演習や意見交換を実施した。【２-ア、２-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
35	総務局	災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供すべきもの	1-エ	2-イ 2-ウ	総合防災部は、災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に、水道水、トイレ、道路情報の提供等、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための施設として、コンビニエンスストア等1万747か所（平成28年11月時点）を災害時帰宅支援ステーションとして指定している。 この災害時帰宅支援ステーションは、避難所や医療機関等、地域の防災施設をインターネットの地図上で確認ができる情報サイト「東京都防災マップ」で検索することができるが、監査日現在、9,939施設のみ掲出されており、最新の情報となっておらず、適正でない。 部は、災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供されたい。	是正・改善措置として、災害時帰宅支援ステーションの情報は多言語（日・英・中・韓）で発信しているため、実査直後に施設名の翻訳委託契約事務に着手した。平成29年7月31日に翻訳委託契約を締結し、同年8月30日に納品を受けた。その後、平成29年9月1日付けで「東京都防災マップ」保守事業者へ防災マップへの情報反映を依頼し、同年9月22日に検証環境での納品を受け、施設位置情報等を確認の上、同年10月に最新情報を掲載した。【1-エ】 再発防止の取組として、災害時帰宅支援ステーションに関する都民への適切な情報提供の視点や、調査回答に係る災害時帰宅支援ステーション協定締結事業者の負担等を踏まえ、年1回の定期的な更新や新たに協定を締結した事業者の情報掲載等、できる限り最新の情報を掲載する部内ルールを構築した。【2-ウ】 また、従前は、災害時帰宅支援ステーション協定締結事業者に対する施設情報の調査に当たっては、最新の情報を提供するように求めており、変更箇所が不明確であった。平成30年度から、更新情報を効果的に把握するため、変更箇所が明確となるよう調査方法を改めることとした。【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
36	総務局	業務委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	行政改革推進部と行政部は、それぞれ「東京都窓口サービス向上調査委託」（契約①）、「小笠原諸島航空路開設検討に伴う運航採算性等業務委託」（契約②）を締結している。 これらの契約の成果物である電子媒体（CD-R）について見たところ、監査日現在、契約①にあってはデータが履行期限後に保存されていること、契約②にあっては電子媒体に電子データが記録されていなかったことが認められた。 行政改革推進部は、成果物が履行期限後に提出されているにもかかわらず、履行期限の日付で検査合格としており適正でない。 行政部は、監査日現在、電子媒体（CD-R）に電子データが記録されていないにもかかわらず、検査を合格としており適正でない。 両部は、契約が適正に履行されるよう受託者を指導するとともに、完了検査を適正に行われたい。	行政改革推進部では、再発防止に向けて、平成29年9月11日の幹部会において今回の事案について報告するとともに、下記事項について周知した。 ・契約の進捗状況の管理を徹底すること ・履行期限までに完了できない場合は、契約変更手続を行うこと ・完了後検査を適正に行うこと さらに同日、各課・各担当の連絡会等を通じて同内容を全職員に周知した。【2-エ】 行政部では、是正・改善の取組として、改めてデータが入った電子媒体を納品させ、データが保存されていることを確認した上で、電子媒体の成果物表面に発注者及び受託者双方の確認者記入欄を作成し、電子データの確認者が欄内に署名した。【1-エ】 また、再発防止の取組として、以下のとおり対策を講じた。 ・受託者に対し、電子データ未収録の原因究明及び再発防止のためのチェック体制の構築を求めるなど指導した。 ・完了検査は、検査員に加え、立会人として、担当者と所管の課長代理の2名体制で実施してきた。平成29年度からは、担当者と所管の課長代理に加えて、契約所管担当内の第三者もこれに加わることにした。これにより多くの目で履行内容を確認し、適正な完了検査の実施に取り組んでいる。 ・さらに、監査結果における指摘内容と履行確認を行う際の留意事項を記載した事務連絡を平成29年9月に作成し、幹部会で報告するとともに、部内事務担当者に対して周知徹底を行った。【2-ウ、2-エ】
37	総務局	適正な支出科目で執行すべきもの	2-イ	—	三宅支庁は、産業労働局から執行委任を受け、三宅島及び御蔵島の林道維持のための契約を締結している。 しかしながら、当該契約における工事内容には、各種工事のほか除草作業も含まれている。 除草作業等については支出科目を「委託料」として支出すべきであり、「工事請負費」で支出したのは適正でない。 支庁は、適正な支出科目で執行されたい。	三宅島及び御蔵島の林道維持については、平成29年度においては、単価契約の工種として除草工等を含んでいるものの、当該工種は使用せず、除草については、別途、委託契約を締結し執行することで整理し、三宅島については平成29年7月、御蔵島については同年8月に契約を締結している。 平成30年度からは、単価契約の工種から除草工等を削除する。執行委任元である産業労働局との調整を行い、適正な支出科目での執行に努める。【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
38	主税局	路線価を適正に付設すべきものの	1-ア	2-エ	北都税事務所は、客観的に道路と認められる形態を有するものに付設する路線価について、駐車場の部分まで付設しており適正でない。 このため、土地について、路線価を付設した道路に接する長さ（間口距離）を、駐車場部分を除いた長さとするべきところ、駐車場部分まで含めて評価しており、適正でない。 その結果、固定資産税・都市計画税3万8,000円が課税超過となっている。 所は、路線価を適正に付設されたい。	指摘に係る問題点について、北都税事務所は利用状況を確認し、路線価の付設について見直しを行った。地方税法第417条第1項に基づき平成25年度から更正することとし、指摘内容を踏まえた修正を行い、平成29年9月29日に価格決定を行い、同年10月10日に賦課決定を行った。 【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会（平成29年9月7日）、全体課長代理会議（同年4月12日）及び事務指導（同年5月17日～同月31日）において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
39	主税局	複数の筆の土地を一画地として認定すべきものの	1-ア	2-エ	大田、世田谷、荒川及び板橋各都税事務所は、一体として利用されている複数の筆の土地を一画地として認定しておらず、適正でない。 その結果、7件について373万7,000円の課税不足となっている。 各所は、画地の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、各都税事務所は利用状況の変更時期の確認を行い画地の見直しを行った。各所は平成29年5月31日までに価格決定をし、同年7月10日までに賦課決定を行った。この追加課税分について、平成29年7月31日までに全額納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会（平成29年9月7日）、全体課長代理会議（同年4月12日）及び事務指導（同年5月17日～同月31日）において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
40	主税局	複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないものの	1-ア	2-エ	中野、豊島、北及び江戸川各都税事務所は、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。 その結果、6件について62万9,500円の課税超過となっている。 各所は、画地の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、各都税事務所は利用状況及び変更時期を確認し、画地の見直しを行った。その結果、地方税法第417条第1項に基づき平成29年9月29日までに価格決定を行い、同年10月10日までに賦課決定を行った。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会（平成29年9月7日）、全体課長代理会議（同年4月12日）及び事務指導（同年5月17日～同月31日）において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
41	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	土地に対する固定資産税・都市計画税の課税において、住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、地方税法により「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。 住宅用地は、一般住宅用地の場合には、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では価格の1/3、都市計画税では価格の2/3に軽減され、小規模住宅用地の場合には、1戸につき200㎡まで、固定資産税では価格の1/6、都市計画税では価格の1/3に軽減される。 しかしながら、大田、世田谷、荒川及び江戸川各都税事務所は、住宅用地・非住宅用地の認定を誤っており、適正でない。 その結果、7件について201万2,711円の課税不足となっている。 各所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、各都税事務所は利用状況及び変更時期を確認し、土地用途認定の見直しを行った。その結果、地方税法第417条第1項に基づき平成29年9月29日までに価格決定を行い、同年10月10日までに賦課決定を行った。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会（平成29年9月7日）、全体課長代理会議（同年4月12日）及び事務指導（同年5月17日～同月31日）において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
42	主税局	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	大田都税事務所は、事業の用に供している土地を住宅用地として認定しており、適正でない。 また、この結果、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定していることとなり、適正でない。 その結果、112万8,000円の課税不足となっている。 所は、用途及び画地の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、大田都税事務所は利用状況の確認を行い、画地及び住宅用地認定の見直しを行った。所は平成29年4月30日までに価格決定をし、同年5月10日までに賦課決定を行った。この追加課税分について、平成29年5月31日までに全額納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会（平成29年9月7日）、全体課長代理会議（同年4月12日）及び事務指導（同年5月17日～同月31日）において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
43	主税局	画地及び住戸の数の認定を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	中野都税事務所は、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。 また、所は、この土地に所在する住宅の戸数を誤って認定しているため、小規模住宅用地の面積を誤って認定しており、適正でない。 その結果、133万円の課税不足となっている。 所は、画地及び住戸の数の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、中野都税事務所は利用状況の確認を行い、画地及び住宅戸数の認定の見直しを行った。所は平成29年6月30日までに価格決定をし、同年7月10日までに賦課決定を行った。この追加課税分について、平成29年7月31日までに全額納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会（平成29年9月7日）、全体課長代理会議（同年4月12日）及び事務指導（同年5月17日～同月31日）において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
44	主税局	家屋に係る固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	豊島都税事務所は、平成13年3月8日付けで土地所有者から提出された固定資産税の住宅用地等申告書により、敷地内に家屋（コインランドリー）が存在することを確認し、土地に係る固定資産税及び都市計画税については、家屋の建築面積を非住宅用地として認定して課税しているものの、家屋については固定資産税及び都市計画税を課税しておらず、適正でない。 その結果、4,000円が課税不足となっている。 所は、家屋に対する課税を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、豊島都税事務所は、所有者立会いの上で現地調査を実施し、家屋異動届出書の提出を受け、指摘のとおり更正を行った。所は、平成29年4月28日に価格決定をし、同年5月10日に賦課決定を行った。 【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会（平成29年9月7日）において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
45	主税局	家屋の評価を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	大田都税事務所は、増築部分を算入しないなどにより、建物表示登記と異なる床面積に基づき家屋の評価額を算定しており、適正でない。 その結果、6万2,903円が課税不足となっている。 所は、家屋の評価を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、大田都税事務所は、所有者立会いの上で現地調査を実施し、家屋の形状が登記外郭線と相違ないことを確認し、指摘のとおり更正を行った。所は、平成29年3月31日に価格等修正決定をし、同年4月10日に賦課決定を行った。追加課税分については、平成29年4月13日に納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会（平成29年9月7日）において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
46	主税局	過年度分の固定資産税（償却資産）を課税すべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	償却資産に係る固定資産税は、毎年1月1日現在に各都税事務所管内に所在する事業用資産について、償却資産を所有する者に課税するもので、納税義務者は所に申告書等を提出することとなっている。 港、新宿及び荒川各都税事務所が提出を受けた平成28年度償却資産申告書等に、11件の平成26年以前の取得資産が記載されているが、これらの資産について平成27年度以前に課税していないことから、平成27年度以前の分を遡及して課税すべきところ、所はこれを行っておらず、適正でない。 その結果、19万6,900円の課税不足となっている。 各所は、過年度分の固定資産税（償却資産）を適正に課税されたい。	指摘に係る問題点について、港、新宿及び荒川都税事務所は、過去の申告が漏れている事実をそれぞれ納税者等を確認して、指摘のとおり更正を行った。港都税事務所は、平成29年3月31日に価格等修正決定をし、賦課決定を行った。新宿都税事務所は、平成29年3月31日に価格等修正決定をし、賦課決定を行った。荒川都税事務所は、平成29年3月31日・4月28日・5月31日に価格等修正決定をし、それぞれ賦課決定を行った。追加課税分については、全て納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、平成29年4月7日付29主資評第2号において今年度より調査事務に申告漏れ等確認調査を新設し、申告内容確認への取組を明確にした。【2-ウ】 さらに部は、全体課長代理会（平成29年4月12日）、事務指導（同年5月15日～6月5日）及び全体課長会（同年9月7日）において本件を報告し、都税事務所に対し確認調査についての指導を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
47	主税局	納税交渉及び滞納処分を適切に行うべきもの	1-エ	2-エ	滞納者は、監査日現在、128万9000円の固定資産税及び都市計画税を滞納している。 平成23年1月に滞納発生後、滞納者はおおむね月3万円の納付を継続しているが、年額約57万円が課税されるため、未納額は増加を続けている。 北都税事務所は、平成25年10月、平成26年12月及び平成27年6月に納付額の増額交渉を行っているが、監査日現在に至るまで増額は実現していない。 ところで、所が行った財産調査の状況を見ると、固定資産税等の課税物件には2,088万円の根抵当が設定されているものの、台帳価格は土地家屋合わせて9,430万円で滞納処分が可能であるほか、預金口座についても普通預金の動きがあるだけでなく、100万円の定期預金を維持できしており、資金状況が極めて厳しいとは必ずしもいえない状況である。 この状況においては、月当たりの納付額の増額に応じなければ滞納処分を行うべきところであるが、所は長期にわたりこれを行っておらず、適切でない。 所は、適切な納税交渉及び滞納処分を行われない。	指摘に係る問題点について、北都税事務所が平成29年3月に納税交渉を行った結果、滞納者は7月末分からの段階的な増額納付に応じ、9月末分までの納付が履行されている。 【1-エ】 再発防止の取組について、徴収部は、平成29年9月15日に実施した徴収部門全体課長会において、全都税事務所の徴収課長に、事案が適切に処理されているか進行管理するよう指導した。【2-エ】
48	主税局	滞納処分を適切に行うべきもの	1-エ	2-エ	滞納法人は平成24年7月以来、法人住民税（均等割）と自動車税の滞納があり、監査日現在、236万5,100円を滞納しているが、新宿都税事務所は、次のとおり、滞納処分を行っていない。 ア 滞納法人は平成28年3月まで自動車を保有していたが、所は自動車登録の差押えを行っていない。 イ 所は、平成27年9月に売掛金債権の調査を行ったところ、照会先Cから取引があるため回答すると電話があったが、回答書の所在が不明である。また、照会先Dについては、売掛金債権1件が判明したが、差押えを行わなかった。 その後、平成28年7月、滞納法人は所在地にない状況となっている。 所は、滞納処分を適切に行われない。	指摘に係る問題点について、新宿都税事務所は、平成29年5月9日に、平成28年7月6日に差し押さえた出資金のうち4万円の取立てを行い、滞納都税に配当した。また、継続的に財産調査を行っている。【1-エ】 再発防止の取組について、徴収部は、平成29年9月15日に実施した徴収部門全体課長会において、全都税事務所の徴収課長に、事案が適切に処理されているか進行管理するよう指導した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
49	生活文化局	端末機器等の借入に係る特命随意契約を見直すべきもの	2-ウ	2-エ	東京ウィメンズプラザは、施設予約システム用の端末機器等の借入れについて、Aと特命随意契約を締結している。 その特命理由は、施設予約システムと連動している総合受付案内表示用液晶ディスプレイの賃借を行っているのがAであり、Aが施設予約システム及び案内表示用システムの調整・運用方法を熟知しているためとしている。 しかしながら、本件契約は端末、プリンタ等の一般的なリース契約であり、機器の導入に当たり必要となるソフトウェアのインストール作業等は、他の事業者でも実施できることから、特命随意契約を締結する理由は認められない。 プラザは、端末機器等の借入に係る特命随意契約を見直されたい。	平成29年4月17日のプラザ内課長代理会において、関係職員に対し、特命随意契約の案件が生じた際は、特命理由の適切性を事業担当及び経理担当による複数チェックを行うことや指名業者選定委員会における選定業者及び特命理由の適切性について、より厳密に審議していくことを周知徹底した。【2-ウ、2-エ】
50	生活文化局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	2-ウ	2-エ	東京ウィメンズプラザは、施設予約システム用の端末機器等の借入れについて、Aと特命随意契約を締結している。 ところで、本契約の保守料に係る積算内訳について見たところ、パソコン本体等の物件価格に保守料率を乗じて算出しているが、①対象となる物件を全て網羅せずに物件価格を算出、②誤った保守料率を適用して保守料を算出しており適切でない。 プラザは、リース契約に係る積算を適切に行われたい。	平成29年4月17日のプラザ内課長代理会において、関係職員に対し、リース契約事務に係る積算については、適正な保守料率を適用することなどを、事業担当間及び経理担当間による複数チェックを行う仕組みとするよう周知徹底した。【2-ウ、2-エ】
51	オリンピック・パラリンピック準備局	契約内容の変更を適正に行うべきもの	2-エ	—	総合調整部では、外国人が東京に対し、災害等の緊急事態発生時に何を期待しているかを把握・分析するため、委託契約をAと締結している。 当該契約仕様書では、①インターネットアンケートの実施（集計、分析）、②成田国際空港等におけるアンケートの実施（集計、分析）、③外国人支援団体等に対するヒアリング調査（集計、分析）を実施し、最終調査報告書を納品することとしている。 しかしながら、最終調査報告書を見たところ、③について、仕様書の内容と一部異なっていることが認められた。 部はこの内容変更について、口頭で協議を行ったとしているが、文書による手続を経ておらず適正でない。 部は、契約内容の変更を適正に行われたい。	適正な契約履行に向け、部内課長代理会において、①仕様書で定めた業務内容が確実に履行されるよう複数名による進行管理を徹底すること、②やむを得ず内容を見直す必要が生じた場合には速やかに部契約担当に相談し契約変更や文書による協議により対処すること、③成果品の履行確認を徹底することについて周知徹底を行ったほか、部契約担当にて、契約手続前の仕様調整の際に、事業所管に対し注意喚起を行っている。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
52	都市整備局	調査委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	2-エ	—	第一市街地整備事務所は、下水道管布設工事及び整地工事に伴う損害賠償算定の基礎資料とするため、調査委託契約を締結している。 ところで、当該契約の仕様書では、所有者から被害届又は事後調査確認書を受領することとなっている。 しかしながら、受託者からの納品物を確認したところ、全14件中7件について、被害届又は事後調査確認書の受領が履行期限経過後となっているにもかかわらず、所は完了検査を合格としており、適正でない。 所は、調査委託契約に係る完了検査を適正に行われたい。	所は、平成29年5月29日に所の指定検査員を対象に所内講習を実施し、適正な検査業務について、所長から注意喚起を行った。翌30日には講習内容を所内全職員にも周知し、委託業務の履行期限遵守と契約内容の把握等について、所全体への徹底を図った。 また、平成29年7月に実施された検査関係研修について、指定検査員ほか関係職員の積極的な受講を促した（7月11日財務局実務研修「検査科（土木）」2名受講、同月20日都市整備局「指定検査員研修」5名受講）。 今後も、指定検査員による適正な検査の実施はもとより、監督員による進捗状況の的確な把握など、業務の適正な履行の確保に努めることを職員に周知徹底し、再発防止に向けて更に取り組んでいく。【2-エ】
53	都市整備局	調査検討委託契約の変更手続を適正に行うべきもの	2-エ	—	都市基盤部は、観光バスの路上駐停車に関する実態調査及び対策検討を行うため、調査委託契約を締結している。 当該契約仕様書では、都が指定する国や警察等関係機関との会議（5回を想定）に出席するとともに、会議に必要な資料及び会議録を作成することとしている。 そこで、本契約の成果品を見たところ、関係機関の都合により、5回の開催が想定されていた関係者会議のうち4回は翌年度に延期されたことが認められた。 このことについて、部は、受託者に対し、延期された会議への出席に代えて他の自治体の取組状況等を個別にヒアリングし報告書にまとめるよう指示したとしているが、書面による変更手続を行っておらず、適正でない。 部は、調査検討委託契約の変更手続を適正に行われたい。	部は、平成29年9月5日開催の部課長会において、契約内容の変更が必要な際は文書による正規の意思決定手続を的確に行うなど、適正な契約手続について周知徹底を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
54	都市整備局	都営住宅の退去に伴う損害金の調定を適正に行うべきもの	1-ウ	2-エ	西部住宅建設事務所は、都道の拡幅工事に伴い、武蔵野市内の都営住宅建物一棟を取り壊すため、平成24年6月に居住者に退去を求めており、退去に応じなかった居住者については使用許可を取り消し、平成28年11月30日に当該居住者が未届で退去したことを確認した。 ところで、東京都会計事務規則では、歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならないとされている。 しかしながら、所は、監査日現在、損害金55万4,800円（平成25年10月から平成28年11月までの住宅使用料相当額38か月分）について調定を行っておらず、適正でない。 所は、損害金の調定を適正に行われたい。	所は、平成29年5月29日に、本庁の取りまとめ部署に文書で債権設定（調定）を依頼し、同部署は、翌30日に担当課へ文書で債権設定（調定）を依頼した。 担当課は、都営住宅管理総合システムへの入力処理を行い、バッチ処理により平成29年9月6日に調定登録を完了した。【1-ウ】 所は、平成29年9月1日開催の課長代理会、折衝全体会等を通じて、事務を取り扱う可能性のある全職員に対し、処理方法の徹底を図った。【2-エ】
55	都市整備局	建物管理委託契約の履行確認を適切に行うべきもの	2-イ	—	第二市街地整備事務所は、事務所庁舎の設備点検や清掃を行うため、建物管理委託契約を締結している。 本契約の標準仕様書によれば、構内電話交換設備について、電子交換機、ボタン電話装置及び電源装置は6か月一度、電話機及び配線は年に一度の点検が定められている。 しかしながら、受託者から提出された保守点検報告書を見たところ、装置名及び点検内容が標準仕様書と対応していないため、仕様書どおり点検が行われたか確認できず、適切でない。 所は、報告様式を改めるなど、建物管理委託契約の履行確認を適切に行われたい。	所は、財務局作成の「維持保全業務標準仕様書」の点検内容に対応した報告様式「構内電話交換設備定期点検報告書」を作成し、平成29年8月18日付けで、平成29年度後半に実施する定期点検よりこの定期点検報告書を使用するよう、建物管理業務受託業者に指示を行った。 今後は、毎年度契約前に「構内電話交換設備定期点検報告書」の内容が財務局の「維持保全業務標準仕様書」の内容と一致しているか確認し、変更が必要な場合は修正する。【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
56	都市整備局	工事の施工管理を適切に行うべきもの	2-ウ	ー	西部住宅建設事務所及び東部住宅建設事務所の工事について見たところ、次のとおり、施工管理が適切でないものが認められた。 ア 西部住宅建設事務所は、消防用設備等の追加工事契約を締結し、都営住宅のベランダに避難用器具を設置している。 これは、所が当該都営住宅を建設した際、消防署から避難用器具の設置位置変更を求められていたにもかかわらず、設計変更等の処理を行わなかったことによるものであり、結果として、本件追加工事代金125万2,800円が不経済支出となっている。 イ 東部住宅建設事務所は、都営住宅の建替工事を実施した際、水道メータが所在不明となったため、水道メータ弁償金を支出している。 これは、所が、施工場所の地下に水道メータを残したこと及びこれについて留意し管理を適切に行うべきことを施工業者に伝えなかったことによるものであり、結果として、本件弁償金10万8,000円が不経済支出となっている。 両所は、工事の施工管理を適切に行われたい。	ア 所は、平成29年7月の検査から、消防署等から指導があった場合を含め、設計変更内容の一覧を検査調書に添付し、検査員へ変更経緯等を含めた説明を行い、適切に工事へ反映されているかを確認している。 また、確認・協議・指示事項等の一覧表を作成し、これを工事受注者と共有して使用することで、監督員が時系列に指示事項等を把握し、工事の進捗状況に応じて、遅滞なく設計変更等の事務処理が行われているか、チェック表として活用し、再発防止に努めている。【2-ウ】 イ 所では、開発課及び解体工事を担う東京都住宅供給公社の間で解体工事に関する定例会を従来より開催しており、この中で、水道親メータが残置されるなど施工管理上留意すべき事項が生じた場合、引継図書への明示を徹底するよう注意喚起を図った（平成29年7月19日及び同年8月23日）。今後も、定例会を活用して情報共有を図りながら再発防止に取り組んでいく。 また、今後同様の事例が生じた場合は、本体工事を担う建設課に引継図書を送付する際に、水道親メータが残置されていることを文書にて申し送りする。【2-ウ】
57	環境局	移植樹木維持管理委託の積算を適切に行うべきもの	2-ウ	2-エ	自然環境部は、清瀬小児病院跡地における再編整備の一環として、生育するアカマツ等を保全するために移植し、その後の維持管理について、契約により樹木管理を行っている。 ところで、この契約手続について見たところ、落札率が著しく低く、予定価格と最高入札金額との開きも大きいことが認められた。 この原因は、本契約の仕様においては、アカマツ移植の特許の有無や実績を求めているにもかかわらず、アカマツの活着率の高い移植工法の特許を有する業者1者からのみ参考見積りを徴し、予定価格としたことによるものである。 部は、予定価格決定時に複数の業者から参考見積りを徴するなど、積算を適切に行われたい。	指摘後、部内に複数の業者から参考見積りを徴するなど、積算を適切に行うよう周知した。【2-エ】 積算の開始時には係内で打合せを実施し、都の積算基準とともに、市販されている積算資料や公表されている歩掛など、業者からの見積りに優先して採用すべきものを含めた検討を行うことで、適切な積算に努めていく。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
58	環境局	自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行うべきもの	2-エ	ー	多摩環境事務所の自然公園維持管理工事契約に係る事務手続を見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。 ア 仕様書では、都監督員から作業指示を受理した場合、受託者は速やかに対応することと定めているが、受託者は、都監督員からの指示を受理する前に工事材料を発注していた。 所は、受託者による発注前に都監督員が口頭で指示及び現場説明を行ったとしているが、その記録が所に残されておらず、確認ができない。 イ 仕様書では、受託者は作業完了後、完了届を提出し、都監督員の完了検査を受けることとなっているが、完了届に記載された検査日は工事完了日より前の日付であった。 所は、作業完了後に完了検査を行ったとしているが、確認ができない。 所は、自然公園維持管理工事に係る事務手続を適切に行われない。	平成29年度工事案件については、平成29年4月28日の係会議において、関係案件の監督員に対して適正に処理するよう指導・説明した。 担当職員に対して、平成29年5月30日の係会議で工事書類の作成に当たり、担当者及び課長代理による複数チェックを行うよう周知徹底した。【2-エ】
59	環境局	業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導すべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	多摩環境事務所の歳入について見たところ、八王子市からの委託料の返還金87万7,807円について、過年度の事業に係る返還金として雑入で受け入れていた。 これは、緑地保全地域の維持を目的として、所が市と締結した協定に基づく平成27年度の委託業務について、協定の対象区域外での作業が実績に含まれていたことから、過払委託料が発生し、平成28年度に返還を受けたものである。 所は、市から提出された作業記録図においてこの事実を確認したが、報告書類が提出されたのは平成28年7月12日であり、業務完了から約11か月を経過した平成29年2月28日に、所が過払金の返還請求を行ったことは適切ではない。 所は今後の作業委託に当たり、業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導されたい。	八王子市と平成29年6月にヒアリングを実施し、同年7月に作業範囲の現地確認を行った。【1-エ】 協定を締結している全市に対し、作業範囲が明確になるよう所在地番一覧を平成29年6月に発送し注意喚起を行うとともに、業務完了時には報告書類を速やかに提出するよう口頭指導を実施した。【2-エ】 また、作業箇所を明確に把握するため、委託完了時に各市から提出させる作業写真帳をカラー刷りにすることとした。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
60	福祉保健局	受託者への履行確認及び診療報酬請求業務の進行管理を適切に行うべきもの	1-エ	2-ウ	北療育医療センターは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への診療報酬請求その他の医事業務を契約により委託している。 仕様書において、査定となった診療報酬明細書（レセプト）のうち、再審査請求すべきものについて、請求漏れ調査を行いセンターに報告することなどを定めており、受託者は査定となったレセプトの整理簿を作成している。 この整理簿を見たところ、①平成29年3月の査定案件で記載漏れが1件、②整理簿に記載された平成28年度の査定案件で再審査請求がされていないものが1件認められた。 センターは、受託者への履行確認を行うとともに、診療報酬請求業務の進行管理を適切に行われたい。	指摘のあった査定台帳の記載漏れ1件は、平成29年5月29日修正済みである。また、再審査請求が遅延していた1件は平成29年5月31日に再審査請求を行った。【1-エ】 受託者に対して、レセプトの整理簿を毎月末にセンターへ提出して進捗状況を報告するように指示し、センターが請求状況の確認、再審査漏れ点検等進行管理するよう業務手順を改善した。また、受託者においては整理簿への転記ミス防止のため、保険請求審査機関の発行する通知書・増減連絡書に「入力済」表示を行うよう事務を改善した。 今後もレセプトの整理簿の点検を行い、診療報酬請求業務の進行管理を行っていく。【2-ウ】
61	福祉保健局	再審査請求の実施について文書により意思決定すべきもの	2-ウ	—	北療育医療センター城北分園は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会への診療報酬請求その他の医事業務を契約により委託しており、仕様書において、査定となった診療報酬明細書（レセプト）について、整理簿に記入し分園の求めに応じて報告すること、再審査請求又は取下げの処理を行い整理簿に記入することなどを定めている。 ところで、分園では、保険診療委員会を設置していないため、査定案件は受託者が唯一の常勤医師である分園長に協議し、分園長の指示により、再請求すべきものは受託者が行うこととしている。しかし、その指示を文書決裁の形でやっておらず適切でない。 分園は、再審査請求の実施の有無について、文書により意思決定されたい。	査定通知を受領した際に受託者が分園長に再審査請求の是非について指示を受けたときは、当該査定通知に分園長及び関係者の押印を受けることとし、この取扱いの変更について受託者と協議し合意を得た。【2-ウ】
62	福祉保健局	個人負担分診療報酬の債権管理を適切に行うべきもの	1-エ	2-ウ	北療育医療センターは、診療報酬の患者個人負担分の徴収業務のうち、電話又は郵送等により未納のお知らせを行う業務などを契約により委託している。 ところで、この徴収事務を見たところ、監査日現在、滞納者別の債権管理台帳が作成されておらず、連絡経緯が時系列に記録されていなかった。また、債権発生時から直近の連絡まで5か月間連絡していないなど、長期間、滞納者に連絡を行っていないことが認められたことは、適切でない。 センターは、受託者に債権管理台帳を作成させるなど、債権管理を適切に行われたい。	指摘のあった6名について、債権管理票及び未収金整理簿を作成し、納付の連絡を行い、交渉経過を記載した。未納者へは定期的に連絡するよう受託者に指導を行った。【1-エ】 今後は未納者ごとに交渉経過記録用紙を作成し、該当者には、債権管理票及び未収金整理簿を速やかに作成し、交渉経過記録用紙と共に管理する。未納者への定期的な連絡及び交渉経過の記載を徹底していくことで、未収金の回収に努める。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
63	福祉保健局	建物管理を適切に行うべきもの	2-イ	2-エ	児童相談センター、府中療育センター及び立川児童相談所がそれぞれ締結している建物管理委託契約の委託内容を見たところ、一部点検又は清掃がされていないものがあることが認められた。 両センター及び所は、必要な点検及び清掃について仕様書に定め、仕様書により定められた作業について実施させるなど、建物管理を適切に行われたい。	少子社会対策部において、平成29年8月25日付事務連絡により、部内へ当該指摘事例の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】 各事務所における措置は以下のとおりである。 ○児童相談センター 平成29年度契約では、仕様書において機器と必要な点検及び清掃について定めた上で、受託者が仕様書どおりの作業を実施していることを点検報告書等で確認し、必要な点検及び清掃の履行確保を図っている。 ○府中療育センター 平成29年7月25日に開催した、関係部署の課長等による打合せ会議の決定により、平成29年度の建物管理委託契約の内容を確実に履行するよう、受託者（責任者）に対し同月31日、指示を行った。 また、事務室家政担当が、提出された日報により確実に清掃が行われていることを確認するとともに、不明な点は迅速に受託者（責任者）に確認し、確実な履行の確保に努めている。 この結果、その後の土曜日の清掃は、仕様書どおり実施されている。【2-エ】 ○立川児童相談所 平成29年度分の建物管理委託契約の仕様において、当該エアコンの点検清掃についても対象とした。 建物管理委託契約における、年度途中の点検清掃備品の設置・廃棄に当たっては、状況を勘案の上、必要に応じた仕様の変更を行うものとする。【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
64	福祉保健局	随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの	2-イ	—	財産の買入に当たって、東京都契約事務規則では、予定価格が160万円以下の場合には、随意契約によることができるとされている。 ところで、北療育医療センターにおいて、契約状況を見たところ、同時期に同類の物品を随意契約とし、見積者が重複しているものが認められた。 これらの予定価格を合算すると160万円超となることから、競争入札によって契約を締結すべき案件であり、契約の公平性、透明性の観点から、適切でない。 センターは、随意契約に係る事務手続を適切に行われたい。	平成29年10月から平成30年3月までの医薬品の買入れ（単価契約）に当たり、競争入札（※複数単価契約のため見積競争）による契約手続を行うことで改善している。 また、平成29年8月23日付事務連絡により、今後、契約の透明性確保のため競争入札による契約手続を行うよう、センター内での注意喚起を行った。【2-イ】
65	福祉保健局	除草・せん定等の委託について適切に行うべきもの	2-イ	2-エ	生活福祉部、女性相談センター、多摩児童相談所及び北児童相談所では、所管する施設を管理するため、除草・せん定等を委託している。 これらの委託内容を見たところ、①仕様書に樹木の位置・本数や除草等の範囲・面積が示されていない、②完了時における、除草又は樹木の本数や実施写真などが無いことが認められた。 除草・せん定等の委託について適切に行われたい。	少子社会対策部において、平成29年8月25日付事務連絡、生活福祉部において同年9月8日付事務連絡により、部内へ当該指摘事例の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】 ①仕様書において樹木の位置・本数や除草等の範囲・面積を示す点について ○生活福祉部 今後の委託は時期が未定であるが、同様の委託を行う際には、せん定予定樹木の位置・本数の確認及び除草予定の範囲・面積の測定を行った上で、仕様書に明記する。 【2-イ】 ○女性相談センター及び多摩児童相談所 平成29年度の同様の契約において、指摘事項を踏まえて、仕様書において、除草・せん定の対象となる樹木の位置・本数、除草範囲・面積の記載を明示し、改善を図った。 【2-イ】 ②完了時において、実施写真や業務完了報告書により履行状況を確認する点について ○女性相談センター及び北児童相談所 平成29年度の同様の契約案件において、指摘事項を踏まえ、受託者に、業務完了報告書や作業前後の現場写真の提出を行わせて、委託内容の履行確認を行っている。 【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
66	福祉保健局	委託契約の処理を適切に行うべきもの	2-エ	—	健康安全部は、「リオデジャネイロ2016オリンピック・パラリンピック競技大会における感染症対策に関する調査委託」契約を締結している。 この契約について見たところ、仕様書で定める作業の一部が履行期限までに完了していなかったことが認められた。 しかしながら、部は、契約期間中に契約変更等の手続をとることなく、履行期限日と同日の完了検査において、当該作業が未実施のまま検査合格としており、適切でない。 部は、委託契約の処理を適切に行われたい。	平成29年7月31日に開催した健康安全部部課長会において、事務連絡により、指摘内容を踏まえ、契約手続に当たっては、十分な履行期間の確保、履行状況の適切な管理、検査の適正な実施を行うよう周知徹底を図った。【2-エ】
67	福祉保健局	感染性廃棄物等の保管を適切に行うべきもの	1-イ	—	健康安全研究センターにおける廃棄物の保管状況を見たところ、監査日現在、以下のとおり適切でない状況が認められた。 ①毒物劇薬等を含む廃液を保管するための棚は、構造上ぜい弱であり、転倒防止措置を講じていない。 ②感染性廃棄物の保管については、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに定める条件を満たすものでなくてはならないが、液体性の感染性廃棄物を保管する容器は軟質の合成樹脂製であるため、腐敗ガスにより変形し、飛散及び流失の危険性がある状態となっている。 ③箱形のポリ容器は、棚に保管されることなく積み重ねられており、震災発生時には容易に落下する状態となっている。 センターは、感染性廃棄物等の保管を適切に行われたい。	①廃液保管用の棚については、平成29年9月22日に新たに棚(落下防止柵付き)を設置し、壁面に固定した。 ②感染性廃棄物保管容器については、容器提供業者に内容物の影響による変形が起こりにくい容器の提供を指示し、現在は新しい容器により保管している。 ③感染性廃棄物の保管については、荷崩れ防止のため、2段積みを限度とし、保管庫内に表示するとともに、所内に周知を行った。【1-イ】
68	病院経営本部	病院における警備体制の改善を図るべきもの	1-イ	2-エ	都立病院は、都民の生命と健康を守ることを使命とし、そのための体制確保、事件及び事故の未然防止対策等が求められており、厚生労働省の通知を参考に、警備及び安全管理体制を整備している。 ところで、神経病院の警備及び安全管理の状況について見たところ、監査日現在、非常口及び出入口それぞれ1か所について、サムターンがドア外側に付いており、外部から開錠可能な状況にあり、適切でない。 病院は、当該箇所の修繕を早急に行い、警備体制の改善を図られたい。	病院は、指摘を踏まえ、扉2枚ともサムターンを内側、シリンダーを外側に付け替えることとし、監査翌日の平成29年5月17日に受注者に現況を確認させ、錠前の製作作業に着手した。 病院マスターキーとの整合を図るための製作に多少の時間を要したものの、平成29年6月12日には付替作業を完了した。【1-イ】 本部は、警備体制の重要性及び適切な運用の実施について、平成29年10月2日付病院経営本部長通知により各病院に周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
69	病院経営本部	工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導すべきもの	2-エ	—	多摩総合医療センターは、工事契約における工事記録写真について、特記仕様書の中で「工程ごとに撮影し、提出する」と定めている。 ところで、センターにおける工事契約について見たところ、駐車場内の白線等の引き直しに係る写真が未提出であるもの、ホワイトボード等の設置に係る写真が未提出であるものが認められた。 センターは、工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導されたい。	多摩総合医療センターは、平成29年7月7日に施設担当係会を行い、工事契約の履行確認を適切に行うことについて施設担当職員に対し周知徹底した。また、今後の工事契約においても受注者に契約内容の遵守を求めるとともに、病院施設担当職員による履行確認、立会い等を適切に実施していく。 本部は、平成29年7月27日に工事事務研修会を実施し、各病院施設担当課長代理に対して、工事記録写真の提出を適切に行うことを受注者に指導するように周知徹底した。【2-エ】
70	病院経営本部	意思決定を適正に行うべきもの	2-エ	—	大塚病院で行った299万9,240円の書損について見たところ、入院中に発生した事故による手術及び治療に係る費用であることが認められた。 病院は、入院中に発生した事故であることから、当該治療費を患者本人に請求しないこととし、書損で処理していた。このことについて、院内の会議で協議して決定したという議事録は存在するが、文書による意思決定は行っておらず、適正でない。 病院は、書損処理について、文書による意思決定を適正に行われたい。	本部は、平成29年9月21日の医事専門課長会において、①医療事故等が発生し、患者から治療費を請求しないとき、②書損処理を行うとき、③書損処理により調定増減が生じるときは、必ず文書による意思決定を行うこと、について周知徹底した。【2-エ】
71	産業労働局 (公益財団法人東京観光財団)	補助対象経費を明確にすべきもの	2-ア	—	観光部は、「観光インフラ整備推進事業実施要綱」に基づき、公益財団法人東京観光財団と出えん契約を締結し、財団は補助金交付要綱を策定している。このうち、「無線LAN環境の整備」に対する補助対象経費は、機器の購入及び設置に係るものとなっている。 ところで、財団の補助金交付実績を見たところ、既設の無線LAN機器の移設費用についても、機器の新設に伴って電波環境が向上する場合は、補助対象としている事例が認められた。 しかしながら、契約書等では、移設経費が対象であると表記されておらず、補助事業者が入手できる交付要綱等においても明確とはなっていない。 部及び財団は、公平性・公正性の観点から、契約書、交付要綱等において補助対象経費を明確にされたい。	部は、財団に対し、平成29年度に新規事業として締結した契約書に基づき、交付要綱等の見直しを指示した(平成29年6月)。【2-ア】 財団は、都の指示を受け、補助金交付要綱と補助金申請の手引について見直しを行い、補助対象経費を明確にした(平成29年9月)。【2-ア】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
72	産業労働局	清掃委託契約の履行確認を適切に行うべきものの	2-エ	2-イ	労働相談情報センター池袋事務所は、契約により、日常清掃業務・定期清掃業務等を委託している。 ところで、本契約の仕様書によれば、委託業務終了後に作業報告書をもって報告するとされている。 しかしながら、所は、日常清掃業務については報告書を提出させているものの、定期清掃等に関しては、目視のみで履行確認しており、報告書を提出させていないことは適切ではない。 所は、作業報告書を受託者に求め、清掃委託契約の履行確認を適切に行われたい。	所は、実査日以降の定期清掃等においては、報告書の提出を受け、書面により履行確認を行っている。【2-イ】 局は、平成29年7月5日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ適正に履行確認を行うよう周知した。【2-エ】 部は、各事業所へ、平成29年8月18日付文書により、当該事例の周知及び履行確認の徹底について通知した。【2-エ】
73	中央卸売市場	保証金を適正に算定し徴収に努めるべきものの	1-ア	2-ウ 2-エ	大田市場は、中央卸売市場条例等に基づき、場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が市場へ預託すべき保証金の額について、毎年度、確定処理を行っている。 ところで、仲卸業者Aに係る確定の関係書類を見たところ、算定の基礎となるデータの集計を誤ったため、平成28年度の保証金4万円が不足していることが認められた。 場は、保証金を適正に算定し徴収に努められたい。	場は、正確な保証金の額を確定し、不足していた保証金4万円について、平成29年2月14日に保証金を追加徴収した。【1-ア】 再発防止の取組として、場は平成29年3月6日の事務担当者打合せにおいて、算定データの集計資料に確認者押印欄を設け、市場管理課内の職員で複数チェックを徹底し、市場保証金の算定の適正化を図ることとした。また、これについては、平成29年度の保証金算定から対応を実施している。【2-エ】 さらに、管理部は平成29年9月14日付けの通知文により、保証金確定時に相互確認の徹底を図るよう各場を指導した。【2-ウ】
74	中央卸売市場	販売状況を適正に報告させ使用料及び保証金を算定し徴収に努めるべきものの	1-ア	2-ウ 2-エ	中央卸売市場条例施行規則によれば、関連事業者の使用料は、生鮮食料品等に係る販売金額の千分の一と場内における使用面積等による使用料との合計金額である。 また、関連事業者の預託すべき保証金の額は、場内における使用面積又は体積等による使用料月額に応じて定める保証金額と販売金額に応じて定める保証金額との合計金額である。 ところで、世田谷市場における関連事業者Bの販売状況について見たところ、市場条例で報告が義務付けられている生鮮食料品等を販売しているにもかかわらず、場へ報告していないことが認められた。 このことから、関連事業者の使用料のうち販売金額による使用料及び販売金額に応じて定める保証金の額にそれぞれ反映されておらず適正でない。 場は、販売状況を適正に報告させ、使用料及び保証金を算定し徴収に努められたい。	場は、関連事業者が未報告であった販売状況（平成28年9月分～同年12月分）について、平成29年9月22日に当該事業者より報告を受け、同月25日に使用料607円の徴収を行った。（販売金額が低額のため、保証金は徴収対象外となった。）【1-ア】 場は、平成29年1月分から同年4月分までの報告について既に適切な報告を受け使用料を徴収済みである。また、平成29年9月22日の担当者打合せにおいて、場は、事業部が新たに作成したチェックシートを活用し、関連事業者への指導強化及び事業報告書の内容確認を徹底することとした。【2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
75	中央卸売市場	使用料等の債権に関する正確な情報を部と場とで共有すべきもの	1-エ	2-ウ	中央卸売市場条例に基づき市場内業者に使用指定した施設の使用料等については、管理部及び各場に「未収金整理簿」を備えて、それぞれが管理を行っている。 ところで、部と築地市場の未収金整理簿を照合したところ、部の未収金整理簿に記載されているにもかかわらず、築地市場の未収金整理簿には記載されていない債権が、13件（金額：64万8,344円）認められた。 これは、部と場との間で情報が正確に伝達されていなかったことなどによるものである。 部及び場は、使用料等の債権に関する正確な情報を共有されたい。	部と場において、場が誤って未収金整理簿から削除した13件の債権について、12件は復活し、1件は部から場に宛てた平成29年3月31日付けの不納欠損通知をもって不納欠損とすることの確認を行った。これにより、場の未収金整理簿の修正作業を終え、部と場で正確な情報を共有した。 【1-エ】 部は、各場に対して平成29年9月14日に債権に関する情報のやり取りは文書による通知を用いること、半年ごとに情報交換の場を設け、債権額の確認や懸案事項の共有等を図っていく旨通知した。各場はこの通知に基づき、情報共有を徹底していく。【2-ウ】
76	中央卸売市場	改修工事に係る市場施設の使用承認手続について部と場とが連携して適切に処理すべきもの	2-ウ	2-エ	事業部が施工している大田市場（28）関連棟シャッター改修工事は、受注者が、場内施設の一部を資材等置場として使用する工程となっている。このため、受注者は、場内施設を管理する場から使用の承認を受けている。 しかしながら、場が、工事廃材を一時保管するコンテナの設置場所として、場内周回通路に使用承認した箇所については、監査日現在、当該使用承認の期間前であるにもかかわらず、既にコンテナが設置されていることが認められた。 これは、改修工事の施工を管理する部と場内施設の使用を管理する場との連携が不足しており、場が改修工事の工程を十分に把握しないまま、受注者の届出に対して承認手続を進めたことによるものである。 部及び場は、改修工事に係る市場施設の使用承認手続について連携して適切に処理されたい。	部は、平成29年9月19日に部内の担当者会において、工事実施時は受注者確定後速やかに各場へ連絡し、使用承認が必要な場合は場の担当者へ事前に相談を行い情報共有の徹底を図ることとした。【2-エ】 また、受注者が使用承認の手続について、適切に各場へ届出を行うよう指示するとともに、受注者からの報告書及び施設使用承認書の写しの提出により確認を行うこととした。 場は、部と情報を共有し連携を図りながら、使用承認の手続が発生した場合は適切に行っていく。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
77	建設局	隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行うべきもの	2-ウ	—	河川部は、「隅田川水辺環境保全業務委託契約」を公益財団法人東京都公園協会と締結している。 委託業務のうち、巡回調査における施設点検結果について、各建設事務所の対応状況等を見たところ、第一建設事務所及び第六建設事務所では、 ①小規模性・即時性の事案に対応するために単価契約を締結しているにもかかわらず、報告から補修まで1年を超えている事例があるなど、速やかに補修が行われていない ②修繕済みのものが未修繕として報告され続けていても、受託者に修正させていない など、施設点検結果の状況把握及び対応が十分でない事例が見受けられた。 このため、両所は、管理区域の施設点検結果について、受託者と連携して状況把握を行い、業務委託における巡回調査の結果を活用した効率的な管理を行う必要がある。 両所は、隅田川水辺環境保全業務委託結果を活用し、効率的な管理を行われたい。	両建設事務所は、受託者が修繕済みのものを未修繕として報告していた箇所を是正させた。 また、施設点検結果に基づき優先順位を付け、緊急性の高い箇所から補修を進めることとし、補修の優先順位を基に補修スケジュール表を作成した。 さらに、受託者と連携した状況把握が適切に行えるよう、所内の工事課と管理課の連絡を密にするとともに、受託者との連絡報告窓口を管理課に一本化するなど事務の徹底を図った。【2-ウ】
78	港湾局	一部工事完了の検査を適正に行うべきもの	2-エ	—	東京港建設事務所は、「平成28年度辰巳運河（東雲一丁目外2箇所）外内部護岸（補強）建設工事」契約を締結している。 本件工事において、受注者は、平成28年12月20日付けで一部工事完了届を提出し、所は、同月21日付けで実施した一部工事完了の検査を合格としている。 その後、所は、平成29年1月27日付けで工事数量の変更に伴う契約内容変更を決定している。 ところで、一部工事完了の検査を合格とした内訳を見たところ、後日契約内容を変更した数量で合格としており、検査を合格とした数量が適正でない。 所は、一部工事完了の検査を適正に行われたい。	所は、工事監督業務で受理する提出書類の規程、処理基準等について、改めて課内職員に周知徹底を図るため、平成29年5月2日に緊急課内研修を実施した。 また、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
79	港湾局	出納手続を適正に行うべきものの	1-エ	2-ウ 2-エ	港湾整備部は、「平成27年度新砂水門（再整備）建設工事（その2）」契約を締結しており、東京港建設事務所が、本件工事の監督をしている。 本件工事では、電光掲示板を1,013万円（設計価格）で2基購入し、本件工事終了後は、別件工事の受注者へ貸与している。 東京都物品管理規則第15条では、工事請負に含まれる物品を取得した際には物品の受入れ、物品を貸し付けた際には物品の払出しの出納手続を行うこととなっている。 しかしながら、所は、いずれの出納手続も行っておらず適正でない。 所は、出納手続を適正に行われたい。	物品管理規則に基づき、平成29年9月8日に出納手続（物品の受入れ・物品の払出し）を行った。【1-エ】 再発防止の取組として、平成29年9月5日、工事請負に含まれる物品の取得に係る物品管理の手続について、課内職員を対象とした研修を行った。【2-エ】 また、起工時、契約時、工事完了時における物品管理の手続の流れ（フロー図）を新たに作成し、物品管理者と物品出納員が共有することで、物品管理を行うこととした。【2-ウ】 さらに、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】
80	港湾局	仕様書を適切に作成すべきものの	2-イ	2-ウ 2-エ	調布飛行場管理事務所が締結した委託契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が見受けられた。 ア 仕様書では、作業記録写真を提出することとしており、また、局が定める「工事記録写真撮影基準」では、作業記録写真を撮影する際には、撮影年月日等を黒板に記入し、その黒板も同時に写すこととしている。 ところが、仕様書には、当該基準による旨の記載がないため、撮影年月日が確認できない写真が提出されている。 イ 点検結果報告書の提出はされていたが、仕様書には提出すべき旨の記載がない。 所は、仕様書を適切に作成されたい。	所は、局の定めた工事記録写真撮影基準に基づき、仕様書の内容の見直しを行った。【2-イ】 また、仕様書の作成に当たっては、各項目に関するひな形をあらかじめ作成することで、記載すべき項目の漏れを防ぐこととし、仕様書作成者と契約担当者による複数チェックを行い、その内容を精査することとした。【2-ウ】 さらに、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】
81	港湾局	履行確認を適正に行うべきものの	2-ウ	2-エ	東京港建設事務所は、建物管理委託契約の中で、空気環境測定を年6回行っている。 平成28年度における空気環境測定結果報告書を見たところ、照度及び騒音については、仕様書で測定することとなっているにもかかわらず、全く記載がなかった。 所は、報告書に一部測定結果の記載がないにもかかわらず、履行の完了を確認しており、適正でない。 所は、履行確認を適正に行われたい。	空気環境測定結果報告書の点検対象項目の確認を確実にを行うため、報告書の標準様式を新たに作成し、測定ごとに担当者である監督員と課長代理の複数でチェックを行う体制を徹底した。【2-ウ】 また、平成29年5月16日の高潮対策センター定例会議にて、確実な履行確認を行うよう周知徹底した。 さらに、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
82	港湾局	委託契約における写真撮影を基準等に従って行わせるべきもの	2-イ	2-エ	局は、検査の適正化を図るため、記録写真の撮影について基準等を策定し、撮影位置等を一定にして行うなどの基本的な事項を定めている。 ところで、港湾経営部は、委託の成果物として写真の提出を受けているが、写真の撮影時間の記載が不正確であるなど、基準等に定める写真撮影方法に基づかない不適正な内容のものであることが認められた。 部は、委託契約の履行確認を適正に行うために、提出を受ける写真の撮影について、基準等に従って行わせられたい。	平成29年度以降の同委託契約について、履行確認を適正に行うため、記録写真の撮影に係る必要事項を仕様書に記載するとともに、受託者に対して、基準等に基づき履行するよう対応を図っていく。【2-イ】 また、本件の指摘を踏まえ、再発防止を図るため平成29年8月31日に部内周知を行ったほか、新たに同様の契約を締結する場合には、適切に対応する。 さらに、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】
83	港湾局	土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行うべきもの	2-イ	2-エ	総務部は、「平成28年度土地不動産鑑定評価に関する業務委託（その2）」契約を締結している。 この履行状況を見たところ、成果物（不動産鑑定評価書）の価格時点（平成28年7月1日）が、仕様書に定められた価格時点（平成28年9月1日）と相違しているにもかかわらず、検査合格としていることが認められた。 これについて、部は、受託者と協議の上、価格時点を変更したが、書面による変更手続は行わず、また、検査に当たっては、検査員に対して、この変更内容及び変更手続を口頭で説明したとしている。 しかしながら、鑑定評価の条件の一つである価格時点などの仕様内容の変更については、書面による契約変更手続を行うべきであり、また、検査は、仕様書及び関係書類により行うものであるにもかかわらず、部はこれらを行っておらず、適正でない。 部は、土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行われたい。	平成28年度の契約について仕様書と成果物の内容に相違がないか改めて確認するとともに、平成29年度の契約について、受託者と協議の上変更が生じた事由につき、書面による手続を行うとともに、検査の適正な施行につき、周知徹底をした。【2-イ】 また、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
84	港湾局	使用料の徴収 事務を適正に行 うべきもの	2-ウ	2-エ	東京港管理事務所は、港湾施設用地の使用許可を行い、これに係る使用料を徴収している。 ところで、当該使用料の徴収事務について見たところ、条例及び規則に定める事務処理を行っておらず、調定手続の遅延や未収金の処理漏れが生じているなど、不適正な事例が見受けられた。 所は、適正な調定処理を行うためのチェック体制の構築や、収入未済を早期に把握するための方策の検討を行うなどして、使用料の徴収事務を適正に行われたい。	徴収事務を適正に行うため、以下の措置を講じた。 調定金額の誤びゅう等が生じた場合には、所管の課長代理の責任下において、調定の修正処理を行う体制に改めた。 収入未済を早期かつ的確に把握するため、従来、担当者がシステムの画面で行っていた確認を、帳票で打ち出し、管理職の確認を受けるよう方策を講じた。【2-ウ】 以上の内容について、平成29年8月31日に通知文を作成し、所内の周知徹底を図った。 また、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】
85	東京消防庁	工事の安全施 工管理について 受注者を適切に 指導・監督すべ きもの	2-エ	—	消防技術安全所では「消防技術安全所防火力試験場屋上防水改修工事」、王子消防署では「王子消防団第6分団本部屋根等修繕工事」の契約を締結している。 ところで、仕様書で提出することとされている工事記録写真について見たところ、当該工事箇所は、屋上等の高所での作業であるにもかかわらず、工事の受注者は、労働安全衛生規則に定められている墜落災害を防止するために必要な措置を講じていない状況が認められた。 このような施工状況は、作業員の墜落事故等につながりかねない大変危険なものであり、工事を安全に施工するためには、関係法令等を遵守した安全対策を確実に実施すべきである。 所及び署は、工事の安全施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。	本庁において、工事事務所管課より、平成29年2月20日付けで、「工事における高所作業の安全確保について」（以下「本庁通知」という。）を通知し、関係法令に基づく必要な安全措置について庁内への周知を行い、同年4月14日の署長会議において工事中の安全確保の徹底を指示した。 また、平成29年4月11日付通知により、関係事務担当者への事務説明会を同年5月に実施した。 これを受け各所では、次の取組を行った。 ①本庁通知を踏まえた対応について、周知を図った。 （消防技術安全所：平成29年2月21日、王子消防署：同月21日） ②署長会議の指示を受け、適正かつ安全な工事関係事務の推進について周知を図った。 （消防技術安全所：平成29年4月18日、王子消防署：同月19日） ③当該事務説明会に参加し、適正な事務処理及び安全管理について見識を深め、関係法令を遵守した安全対策を確実に実施するよう同様事案に対する再発防止の徹底を図った。 （消防技術安全所：平成29年5月15日、王子消防署：同月18日）【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
86	交通局	所契約の履行確認を適正に行うべきもの	2-エ	—	早稲田自動車営業所は、浴室給湯管改修工事契約を締結している。 所は、仕様書において作業施工前・中・後ごとに件名、撮影場所、日時、記事及び受注者名を明記した黒板等を画面に入れて施工記録写真を撮影し、提出させることを定めている。 しかしながら、施工記録写真を確認したところ、監査日現在、黒板等が確認できない写真が複数認められた。 所は、要件を満たさない当該施工記録写真を基に検査合格としており、適正でない。 所は、契約の履行確認を適正に行われたい。	自動車部は、各営業所に対して、仕様書どおりに必要な書類が提出されているかを徹底して確認するよう、平成29年6月12日の自動車部庶務助役会議において指導した。また、平成29年7月6日の事業所長会において、今回の工事の経緯及び指摘内容について説明し、再発防止に努めるよう指導した。 これを受け、早稲田自動車営業所では、所長から副所長及び契約担当である庶務助役に対して、今回の工事の経緯及び指摘内容について説明し、再発防止に努めるよう指導した。 【2-エ】
87	交通局	契約事務を適切に行うべきもの	2-エ	—	小滝橋自動車営業所は、青山いきいきプラザ入口バス停留所移設に伴い、上屋の撤去を行う工事契約を締結している。 当該工事契約は、仕様書で、原則として夜間作業とするが、道路管理者又は交通管理者から別途指示がある場合は、その時間に作業することと定めている。 ところで、施工状況について、道路使用許可書及び施工記録写真を見たところ、夜間工事から昼間工事に変更されていたことが認められた。 しかしながら、所は、昼間工事への変更について、受注者と書面による協議を行わず、契約金額と同額を支払っており、適切でない。 所は、契約事務を適切に行われたい。	自動車部は、各営業所に対して、仕様書と施工状況に変更が生じる際は契約金額の見直しを適切に判断するとともに、協議事項を書面で残すよう、平成29年6月12日の自動車部庶務助役会議において指導した。また、平成29年7月6日の事業所長会において、今回の工事の経緯及び指摘内容について説明し、再発防止に努めるよう指導した。 これを受け、小滝橋自動車営業所では、所長から副所長及び契約担当である庶務助役に対して、今回の工事の経緯及び指摘内容について説明し、再発防止に努めるよう指導した。 【2-エ】
88	交通局	返金ボタンの使用を適正に管理すべきもの	2-エ	—	料金機には、返金ボタンが設けられており、乗客が料金機に現金を誤投入した場合にこれを返却する際などに乗務員が使用する。 自動車営業所では、乗務員が返金ボタンを使用した場合には、所の職員が乗務員から返金理由などの状況を聞き取って現金等取扱報告書に記載するとともに、営業終了後に、「金庫別精算集計表」と現金等取扱報告書とを突合して返金状況を確認することとしている。 しかしながら、千住自動車営業所では、現金等取扱報告書の記載に当たり、誤投入、誤発券、その他の欄に「○」を付けるだけで、具体的な内容を記載していないことは、適正でない。 所は、返金ボタン使用を適正に管理されたい。	自動車部は、現金等取扱報告書に具体的な返金理由を記録に残すよう指示した事務連絡を平成29年7月14日付けで各営業所・支所に発出し、乗務員及び所の職員に対する周知徹底を指示した。 これを受け、千住自動車営業所では、乗務員及び所の職員に対して、部が新たに作成した注意喚起のチラシを掲示・回覧して周知徹底を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
89	交通局	誤発券した1日券の管理を適正に行うべきものの	2-エ	—	料金機には、1日券（500円、700円）を発行する機能がある。 局が定めている一般乗合自動車の運賃及び乗車券取扱要領によると、1日券を誤発券した場合、自動車営業所に当該1日券を持ち帰り、返金ボタン使用の証拠とすべきところ、江東自動車営業所では、誤発券した1日券を他の乗客に販売した事例が2例認められた。 このことは、返金ボタン使用の妥当性を検証できなくなるものであり、適正でない。 所は、誤発券した1日券の管理を適正に行われたい。	自動車部は、乗務員が1日券を誤発券した場合は所に必ず持ち帰ることを指示した事務連絡を平成29年7月14日付で各営業所・支所に発出し、乗務員及び所の職員に対する周知徹底を指示した。 これを受け、江東自動車営業所では、乗務員及び所の職員に対して、部が新たに作成した注意喚起のチラシを掲示・回覧して周知徹底を図った。【2-エ】
90	交通局	簡易開錠機の取扱いを定めるべきものの	1-エ	2-エ	自動車営業所には、料金管理及び整備上の必要により、料金箱を手動開錠できる簡易開錠機が設置されている。 ところで、簡易開錠機の使用管理状況を見たところ、簡易開錠機の使用記録の体制が整えられていないことが認められた。 料金箱の手動開錠は、自動施錠により運賃収入の適正性を確保し現金取扱いに係る事故防止を図る仕組みに対する例外であるにもかかわらず、所を統括する自動車部は簡易開錠機の取扱いについて定めを設けておらず、所の任意の判断による運用に取扱いを委ねていることは適切でない。 部は、簡易開錠機の取扱いについて定められたい。	自動車部は、料金機用金庫処理マニュアルを作成し、営業所・支所の職員が簡易開錠機を使用するに当たって、新たに作成した簡易開錠機使用簿に使用者、使用事由等、必要事項を記入の上、当日の運輸責任者の確認と押印を受けることとした。【1-エ】 また、このマニュアルについて、平成29年10月6日の事業所長会で周知徹底を図った。【2-エ】
91	交通局	「異常時修理」時に作業依頼書を作成するとともに、作業報告書を提出させるべきものの	2-イ	2-ウ	電車部は、都電荒川線車内の料金機の保守点検業務等を委託する契約を特命で締結しており、荒川電車営業所が業務の履行監督を行っている。 このうち、「定期点検・清掃」については、作業終了後に作業報告書を提出することを仕様書に定めているが、「異常時修理」については、作業報告書の提出を仕様書で定めていないことが認められた。 また、所も受託者への「異常時修理」作業依頼を作成していないため、監査日現在、修理依頼、修理日時、修理内容等を確認できず、適切でない。 部は、「異常時修理」時には所に作業依頼書を作成させるとともに、受託者からも作業報告書を提出させられたい。	電車部は、現保守委託契約において受託者と協議書を取り交わし、平成29年9月1日から「定期点検・清掃」同様、「異常時修理」時にも作業依頼内容の記載のある作業報告書の提出を受けるよう改めた。【2-イ】 また、部は平成29年9月1日付文書により所に通知し、所は「異常時修理」に当たっては作業依頼書を作成するよう改めた。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
92	交通局	自動料金収納機の修理作業時における現金の取扱いを明確に定めるべきもの	1-エ	2-エ	電車部は、都電荒川線車内の料金機の保守点検業務等を委託する契約を特命で締結しており、荒川電車営業所が業務の履行監督を行っている。 料金機について発生した硬貨詰まりなどの故障について、受託者が行った修理作業を見たところ、以下の2点が認められた。 ①修理作業時に受託者が料金機から取り除いた詰まり金の金額を受託者に報告させていないため、所が詰まり金を受け取ったことが確認できない。 ②受託者が作業を行う際は、原則、職員が料金機内のつり銭等の現金を全部回収することとし、回収不能の際には職員が立ち会うこととしている。しかしながら、その際の職員による立会いが確認できない。 部は、料金機の修理作業時における詰まり金やつり銭等の現金の取扱いを明確に定められたい。 所は、料金機の修理作業時における現金の取扱いを適切に行われたい。	電車部は、「料金機保守作業依頼時の取扱」を定め、料金機修理作業時における現金の取扱い及び営業所職員の立会い等について文書により明確化するとともに、取扱内容を作業報告書に追記する運用に改めた。【1-エ】 上記の取扱いについて、部は平成29年9月1日付文書により所に通知し、所は、当該通知の掲示・回覧により料金機修理作業時における営業所職員の現金取扱や立会い等について作業報告書への記録を周知徹底した。【2-エ】
93	交通局	契約時に、修理の必要性等を確認し、その内容に沿った見積りを徴取すべきもの	2-ウ	ー	仕様書では、異常時修理のうち、IC共通化ユニットの工場持込み修理は、本契約の対象外であるとしているため、別途、荒川電車営業所が受託者と特命随意契約を結び修理を行っている。 しかしながら、これらの修理契約について、以下の2点が認められた。 ①別途修理を行わなければならないことを確認できる書類は存在せず、所は、修理の必要性を書面で確認しないまま契約手続を行っている。 ②機器ごとに修理金額が異なっているが、見積りの内訳書がないため、その妥当性が確認できない。 所は、契約時に、修理の理由や内容等を確認し、受託者からその内容に沿った見積りの内訳書を提出させられたい。	電車部は、現保守委託契約において受託者と協議書を取り交わし、平成29年9月1日から「異常時修理」においてIC共通化ユニットの故障が判明した場合は、受託者が所に対して修理の必要性を書面で報告するよう改めた。 また、所は、平成29年9月1日付電車部事務連絡を受けて、別途契約に当たっては受託者に内訳書を提出させるとともに修理内容と費用の妥当性を確認するよう改めた。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
94	交通局	制服購入に係る契約事務を適正に行うべきもの	2-エ	2-ウ	資産運用部は、局職員へ貸与する制服購入を、単価契約で行っている。単価契約は原則として、予定数量を上限として単価をもって相手方と契約を結ぶものである。 これらの契約について見たところ、監査日現在、以下のとおり適正でない事例が見受けられた。 ①局は、単価契約について、予算措置がなされていることを前提に予定数量超過について受注者と協議の上、契約変更により対応できることを定めており、これらの契約でも、予定数量を超える場合は受注者と協議する旨を仕様書に定めている。 しかしながら、男性接客服上衣など6点の制服について、予定数量を超過しているにもかかわらず、当初の契約に基づき納品させていた。 ②部は、購入した制服に使用されている生地が仕様書で定められた規格のものであることを証明させるため、生地製作会社からの出荷証明書を提出するよう求めている。 しかしながら、出荷証明書には当初の納入予定数量が記載されており、超過数量分の制服の生地については仕様を満たしていることが証明されていない状態となっていた。 部は、制服購入に係る契約事務を適正に行われたい。	資産運用部は、発注の都度、執行状況を確認できるチェックリストを新たに作成し、制服の予定数量と発注数量の確認を確実にすることとした。【2-ウ】 また、あわせて、物品等の単価契約における予定数量変更時の取扱いについて、平成29年9月5日付けの文書にて各部に通知し、周知徹底した。【2-エ】
95	水道局	事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定めるべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	局は、単価契約により私道内給水管整備工事を実施しており、各支所は、単価契約の受注者に対して施工案件の個別発注を行っている。 給水部が各支所に示している事務手続を見たところ、発注書（施工通知書）の交付前に、受注者に私道内事前調査・給水管設計・配水管設計を実施させるものとなっている。 部は、事務手続を改正し、着手前に発注手続を行うよう定められたい。	給水部は、平成29年4月1日に給水課事務取扱手続を改正し、事前調査や設計を含む全ての発注指示を行う際には、施工通知書を交付するよう定めた。【1-エ】 また、平成29年3月17日の系列課長代理会議、同年4月6日の担当者向け説明会及び同月12日の受注者向け説明会において、事務取扱手続に定めた適正な発注手続について、周知徹底を行った。【2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
96	水道局	個人情報の取扱いについて通達に基づき具体的な定めを設けるべきもの	2-イ	2-ア 2-エ	局は、単価契約により私道内給水管整備工事を実施しており、各支所は、単価契約の受注者に対して施工案件の個別発注を行っている。 仕様書において個人情報の取扱いについて見たところ、個人情報に記載された貸与資料の複写・複製の禁止や返還の定め等はあるものの、通達に基づく具体的な定めを設けていないことが認められた。 私道内給水管整備工事においては、氏名、お客さま番号、給水管の引込状況、布設承諾の有無などの個人情報を、受注者が直接取得し、事前調査から施工完了までの間取り扱うことから、慎重を期す必要がある。 部は、単価契約における個人情報の取扱いについて、通達に基づき具体的な定めを設けられたい。	給水部は、平成29年度の契約において、特記仕様書に個人情報に関する具体的事項を明記した上で、契約を締結した。【2-イ】 また、平成29年4月1日に給水課事務取扱手続を改正し、情報の貸与、返却時に管理表を用いて、都度確認を行うよう定めた。【2-ア】 給水部は、平成29年3月17日の系列課長代理会議、同年4月6日の担当者向け説明会及び同月12日の受注者向け説明会において、個人情報の取扱いについて、周知徹底を行った。【2-エ】
97	水道局	事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定めるべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	局は、単価契約により漏水修理工事を実施しており、各支所は、単価契約の受注者に対して施工案件の個別発注を行っている。 ところで、給水部が支所に示している事務手続を見たところ、発注書の交付に際して、支所において給水課長決定等の組織決定を行うことを求めているものとなっている。 部は、事務手続を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定められたい。	給水部は、平成29年4月1日に給水課事務取扱手続を改正し、受注者への発注の際に使用する「修理カード(1)着手日指定通知書」について、決裁欄を設け、発注書交付前に組織決定を行うよう定めた。【1-エ】 また、平成29年3月17日の系列課長代理会議及び同年4月6日の担当者向け説明会において、発注書交付前の組織決定について、周知徹底を行った。【2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
98	水道局	料金減額を適正に行うとともに、調査等、再発防止策を検討すべきもの	2-ア	1-エ 2-エ	各営業所では、東京都下水道条例及び局が定める営業事務取扱手続に基づき、医療施設の下水道料金について減額を行っている。減額対象の「医療施設」とは、医療法に定められた「病院（病床数20以上）」（国、地方公共団体が経営するものを除く。）をいう。 ところで、墨田営業所及び江戸川営業所における当該料金減額について見たところ、病床数が減ったことにより対象外となった施設に対しても料金減額を行っており、適正でない。 これは、両所が、当該施設の使用水量が同種の施設と比べ少ないにもかかわらず、病床数等の現状を再確認せず、減額を継続していたことによるものである。また、サービス推進部が定めた取扱手続に、初回の減額の調査については定めがあるものの、以降の取扱いについては明確な定めがないことにも原因がある。 両所は、医療施設の料金減額を適正に行われたい。 部は、継続して減額する際の調査基準を定めるなど、再発防止策を検討されたい。	墨田営業所は、平成29年2月27日に適用解除処理を行い、過去に減額した料金について、請求を行い収入している。 また、江戸川営業所は、平成29年2月3日に適用解除処理を行い、同様に請求を行い収入している。【1-エ】 サービス推進部は、平成29年3月8日に庶務営業課長代理会を開催し、監査指摘事例を示して再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】 医療施設として減額している対象全件（428件）について、平成29年3月に調査を実施した。その結果、14件の誤適用が判明し是正した。【2-エ】 また、初回の減額の調査以降の取扱いとして、毎年9月に発行される減免適用者リストをもとに営業所が医療機関名簿との突合を行い、減額の適用に疑義のある施設はサービス推進部が福祉保健局へ照会を行っていくことを定めた。 さらに、減額適用に対するお客さまへの注意喚起として、減額申請書に「医療法第1条の5第1項に規定する病院に該当しなくなった場合は、必ずご連絡ください」との文言を追加した（平成29年8月3日通知）。【2-ア】
99	水道局	未収金の徴収停止手続を適切に行うべきもの	1-エ	2-エ	水道料金の徴収整理について、局が定める営業事務取扱手続によれば、営業所がサービス推進部に徴収依頼したもののについて、所在不明などで所に返却された場合は、徴収停止処理を行うこととなっている。 ところで、港営業所の水道料金徴収整理状況を見たところ、監査日現在、徴収停止を行っていない事例が認められた。 所は、未収金の徴収停止手続を適切に行われたい。	港営業所は、徴収停止を行っていなかった案件について、再調査を行った上で、平成29年2月28日に徴収停止を行った。【1-エ】 サービス推進部は、平成29年2月21日から同年3月10日までに開催した収納課長代理会（系列3回、幹事会1回）で、「時効欠損対象一覧リスト」を活用し、未収金の徴収停止手続を適切に行うよう指示するとともに、同様の案件がないことを確認するため、調査を依頼した。 その結果、同様の事例がないことを確認した。 さらに、平成29年5月18日から同年7月27日までの営業所への訪問指導において、「時効欠損対象一覧リスト」の活用の徹底を指導した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
100	水道局	工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底すべきもの	2-エ	—	局では、工事の経過及び施工管理の状況等を適切に記録することを目的として、工事記録写真撮影要綱を定めている。また、各工事の受注者は、要綱に基づき作成した工事写真撮影計画を局の工事担当に事前提出し、計画に則して工事記録写真を撮影することとしている。 ところで、東部第二支所において、契約の履行状況を見たところ、要綱の定めを満たしていない事項が認められた。所は、施工状況の記録である工事記録写真の不備について、受注者に指導を行っておらず適切ではない。 所は、工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底されたい。	給水部は、平成29年3月14日及び同年4月20日に開催した工事担当の課長代理会議において、指摘事項の報告及び工事記録写真の撮影指導の徹底について、各支所及び監理団体へ周知した。 東部第二支所は、平成29年2月20日に開催した各受注者を対象にした工事安全会議において、指摘事項の報告及び工事記録写真の撮影の徹底について指導した。また、平成29年2月22日に開催した工事監督員会議において、指摘事項の報告及び工事記録写真の撮影指導の徹底並びに再発防止について周知した。【2-エ】
101	水道局	仕様書に定めた書類を適切に提出させるべきもの	2-エ	2-ウ	局が定めた配水管工事標準仕様書によると、受注者は社会保険等の加入が義務付けられており、請負金額が2,000万円以上の工事については、建設業退職金共済掛金収納書を工事着手後1か月以内に発注者に提出することと定めている。 ところで、南部支所が行った工事について見たところ、建設業退職金共済掛金収納書の提出が遅れている事例があり、適切でない。 所は、仕様書に定めた書類を適切に提出させられたい。	給水部は、平成29年3月14日及び同年4月20日に開催した工事担当の課長代理会議において、指摘事項の報告及び受注者からの提出書類管理の徹底について、各支所及び監理団体へ周知した。【2-エ】 また、監督員が利用している「書類チェックリスト」に確認の漏れがないよう注意事項を追記し、平成29年8月15日に各支所へ周知した。【2-ウ】 南部支所は、平成29年2月14日に開催した工事監督員会議において、指摘事項の報告及び受注者からの提出書類管理の徹底並びに再発防止について周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
102	水道局	薬品管理規程を改正し、細則を定めるべきものの	1-エ	2-ア 2-エ	水質センターでは、水質検査のために塩酸や硫酸などの毒物及び劇物取締法の対象となる薬品を使用している。 旧厚生省の通知では、毒物及び劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、取扱いや点検方法などの基本的事項を毒物劇物危害防止規定（以下「規定」という。）に記載しなければならない、更にそれを実施するために必要な細則を定めるとされている。 これを受け、浄水部では、通知等に基づき手引を定めて、センター等の水質検査部門がある事業所に対し、毒物及び劇物等の管理などについて指導を行っている。 ところで、センターの規定である薬品管理規程を見たところ、基本的事項について記載はあり、取組は実際に行われているものの、具体的手順等を示した細則が一部記載されていないことが認められた。 センターは、規程を改正し、細則を定められたい。 部は、細則を定めるよう、センターに対し指導及び周知の徹底をされたい。	浄水部は、水質センターに対し記載されていない細則を記載するよう指導した。 水質センターは、これを受け、薬品管理規程を平成29年3月3日付けで改定し、記載されていなかった設備等の点検及び補修、応急措置並びに教育及び訓練に係る細則を記載した。【1-エ】 浄水部は、関係事業所に対し毒物劇物危害防止規定に記載すべき事項を記載するよう、平成29年3月8日付けの文書にて通知した。その結果、全ての事業所において、定めるべき全ての細則が定められたことを確認した。【2-ア】 さらに、毒物劇物の管理を徹底するよう平成29年3月24日の水質課長代理会及び同年4月24日の浄水系列課長会にて周知を行った。【2-エ】
103	下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	故障への対応作業を迅速に行うべきものの	2-エ	—	管路施設維持管理マニュアルでは、住民等からの通報により、管路施設の故障等を確認した場合、即日現場対応を原則とし、迅速に処理することが定められている。 ところで、南部下水道事務所所管の目黒出張所は、平成28年4月5日、人孔の鉄蓋と歩道の段差解消のために設置された鉄板が浮き上がっているとの通報を道路管理者から受けた。本件に対し、受託者は、路面用テーブル等により応急措置は行ったが、同年11月10日に補修工事が行われるまで7か月以上経過しており、適切でない。 また、作業が遅れたことは、所が、業務履歴検索システムにより、受託者の業務実施状況を確認すれば、応急措置以後、補修工事が速やかに行われていないことが把握できるにもかかわらず、この確認を十分に行っていないことにも原因がある。 受託者は、故障への対応作業を迅速に行われたい。 所は、受託者の業務実施状況を確認し、必要な指示を行われたい。	施設管理部は、平成29年3月15日及び同年4月19日に全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社を対象とした説明会を実施し、応急措置を行った案件については、速やかに処理するよう周知徹底を図った。 また、全下水道事務所に対して、毎月の業務履歴検索システムの入力状況を確認する際に、「応急措置」と入力されていた場合は、応急措置後に適切な処理が図られたか確認するよう周知徹底を図った。 所は、平成29年3月16日及び同年4月20日の課内会議において、業務履歴検索システムの入力状況を確認する際に、「応急措置」と入力されていた場合は、応急措置後に適切な処理が図られたか確認するよう周知徹底を図った。 会社は、平成29年4月24日の平成29年度第1回事業所長会において、下水道施設復旧対応状況を業務履歴検索システムへ入力する際の「応急措置」や「補修完了」等の入力定義を再確認した。 また、毎月の業務履歴検索システムの入力状況を確認する際に「応急措置」と入力されていた場合は、応急措置後に必要な措置が図られたか確認するよう周知徹底を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
104	下水道局	緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管すべきもの	2-イ	2-エ	南部下水道事務所の「管きょ維持補修工事委託」契約において、平成28年4月及び5月に所が行った135件の施工通知を見たところ、全件について、所が記載欄を独自に設け、本来通知の後に選任されるべき施工会社を記載していることが認められた。 このことについて、所は、緊急を要する場合、所が口頭により指示できる旨を特記仕様書に規定しており、当該条項に基づいて行ったとしている。 しかしながら、緊急を要することを示す書類を作成・保管していないことから、所が、上記135件を特記仕様書に記載の手順に従って事務を行ったか確認できない状況となっている。 所は、「管きょ維持補修工事委託」契約の事務について、仕様書の規定に基づいて手続を行うとともに、緊急を要する場合に口頭で指示を行った際には、緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管するなど、事務を適切に行われたい。	施設管理部は、平成29年4月19日に下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社を対象とした説明会を実施し、平成29年度の管きょ維持補修工事特記仕様書の施工通知書様式に統一するよう周知した。 所は、平成29年4月20日の課内会議において、平成29年度の管きょ維持補修工事特記仕様書の施工通知書様式を使用するよう周知徹底を図った。【2-エ】 部は、平成29年9月1日に、同月4日以降より口頭指示で緊急施工を実施する場合の理由について、施工通知書の特記事項に記載していくことを下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社に通知し、周知徹底を図った。【2-イ】
105	下水道局	他企業工事の立会業務を適正に行うべきもの	2-エ	—	西部第一下水道事務所において、他企業工事立会業務の実施状況を見たところ、同所所管の新宿出張所（下水道局直営）において、他企業工事140件（平成28年12月末現在）のうち、立会業務を行ったのは2件のみという状況が認められた。 しかしながら、他企業工事対応マニュアルでは、事前及び事後等に立会いを行い、取付管については原則としてテレビカメラによる調査を行うなど、管路施設の状況を把握することから、所の判断で立会業務を行っていないことは適正でない。 所は、他企業工事の立会業務を適正に行われたい。	所は、平成29年3月9日に、他企業工事の立会業務を的確に実施するよう新宿出張所に通知し、周知徹底を図った。 また、平成29年度より東京都下水道サービス株式会社へ委託となった新宿出張所の立会業務が適切に行われていることを業務履歴検索システムなどにより確認している。 施設管理部は、平成29年3月15日及び同年4月19日に全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社を対象とした説明会を実施し、他企業工事の事前・事後立会いを的確に行うよう周知徹底を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
106	下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行うべきもの	1-エ	2-エ	他企業工事の立会いにおける経過等の記録は、業務履歴検索システムにより作成する申請台帳等によっている。 出張所における他企業工事の立会いに関する業務の実施状況を見たところ、受付台帳に立会結果の記載のない事例など、受託者の履行及び所の確認が適切でない事例が、11出張所において延べ136件見受けられた。 また、不良箇所、処理経過などについては、記載（入力）すべき事案の程度や範囲、補修の実施基準などが明確になっていないことから、出張所又は事案によって、記載（入力）状況に差があり、受付台帳及び申請台帳では不良箇所及びその処理経過が把握・確認できず、受託者に問い合わせないと正確な状況が把握できないという状況となっている。 受託者は、他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行われた。 東部第一下水道事務所ほか3所は、他企業工事の立会いに関する業務の履行確認を適切に行われた。	会社は、申請台帳について、工期延長などの情報の入力漏れや誤入力を直ちに入力し、修正した。また、協議書と受付台帳について、立会結果の記入漏れや誤入力を直ちに記入し、修正した。 所は、記入漏れや誤入力等が修正されたことを確認した。 【1-エ】 施設管理部は、平成29年3月15日及び同年4月19日に全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社を対象とした説明会を実施し、申請台帳など業務履歴検索システムの入力状況を各下水道事務所において毎月確認するとともに、確認状況を部へ提出するように再度周知徹底を図った。 所は、平成29年4月27日までの課内会議において、申請台帳など業務履歴検索システムの入力状況を毎月確認するとともに、確認状況を部へ提出するように再度周知徹底を図った。 会社は、平成29年4月24日の平成29年度第1回事業所長会において、同年3月15日の定例監査を受けての全体会議、同年4月19日の本局発注案件説明会にて説明があった内容について再度説明を実施した。また、申請台帳など業務履歴検索システムの入力状況を各事業所において毎月確認するように再度周知徹底を図った。【2-エ】
107	下水道局	基準等を定めるべきもの	1-エ	2-エ	受託者が行う業務のうち、他企業工事の立会いに関する業務については、その一部を、別契約である「管路内清掃工並びに故障等処理作業委託」契約により対応することが認められている。 しかしながら、別契約で対応する場合の基準及び手続が定められていないため、別契約で対応することの妥当性が確認できない状況となっており、適切でない。 施設管理部は、他企業工事の立会いに関する業務の一部を別契約で対応する場合についての基準及び手続を定められた。	部は、別契約である「管路内清掃工並びに故障等処理作業委託」契約により対応する場合の基準については、①交通誘導員の配置が必要な場合、②資機材が不足した場合、③その他（緊急時等やむを得ない場合）と定めた。 また、手続については、新たに様式を定め、出張所から下水道事務所に提出し、事前に所の承認を得ることとした。 取扱いについては、平成29年8月2日に、同月15日以降より別契約で対応する場合から適用することを全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社に通知し、周知徹底を図った。【1-エ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
108	下水道局	目的に則した報告を求めるべきもの	1-エ	2-エ	施設管理部では、夜間の他企業工事立会業務等について、「下水道事務所出張所業務委託」及び「保守管理業務立会作業委託」契約を締結している。 両契約では、問題箇所等が生じた場合に「詳細記録票」の提出を求めているが、管路施設の露出が確認された場合に「保守管理業務立会作業委託」契約では提出を求めているのに対し、「下水道事務所出張所業務委託」契約では提出を求めていることが認められた。 「詳細記録票」による報告は、他企業工事の相手方に署名をさせるものであり、他企業工事等による下水道施設の損傷事故等防止の実効性の効果が期待できることから、「下水道事務所出張所業務委託」契約の夜間業務においても、「詳細記録票」による報告を求めるべきである。 部は、他企業工事立会業務の目的に則した報告を求められたい。	部は、出張所業務委託においても、これまでの当局施設が破損していた場合に加えて、施設が露出していた場合についても詳細記録票の提出を求めることとした。 取扱いについては、平成29年7月25日に、同年8月1日以降の夜間業務から適用することを全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社に通知し、周知徹底を図った。【1-エ、2-エ】
109	下水道局	積算について見直しを検討すべきもの	1-エ	2-イ	施設管理部における「下水道事務所出張所業務委託」及び「保守管理業務立会作業委託」契約の積算を見たところ、夜間業務については、両契約でほぼ同様の業務内容であるにもかかわらず、適用単価が異なることが認められた。 部は、現状を検証・精査の上、積算について見直しを検討されたい。	部は、保守管理業務立会作業委託の積算において、平成29年度案件より「技師（B）1名、技師（C）1名」を「技師（C）2名」に見直した。【1-エ、2-イ】
110	下水道局	公共下水道一時使用に関する業務の履行確認を行うべきもの	1-エ	2-エ	東部第一下水道事務所（墨田出張所及び江東出張所）における公共下水道一時使用に関する事務処理について見たところ、受託者が行う業務のうち、事前・事後のテレビカメラによる確認の実施については、報告に関する定めがないことなどから、報告がされていないことが認められた。 事前・事後の確認は、局施設の損傷を受けた場合に相手方の負担により補償等をさせるなどのための根拠となることから、確実な実施を担保すべきであり、また、委託業務の履行確認としても、その実施を確認する必要があることから、受託者に報告させる必要がある。 所及び施設管理部は、公共下水道一時使用に関して、事前・事後の確認業務の履行確認を行われたい。	部は、平成29年4月3日に事前・事後の履行確認日と損傷の有無を業務履歴検索システムの備考欄に入力し、確認していくことを全下水道事務所及び東京都下水道サービス株式会社に通知し、周知徹底を図った。 所は、平成29年4月3日付けの通知を受け、業務履歴検索システムにより、事前・事後の履行確認日と損傷の有無を確認している。【1-エ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
111	下水道局	公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行うべきもの	1-エ	2-イ	施設管理部は「公共下水道台帳図書類整備作業委託（単価契約）」を締結しているが、この契約について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。 ア 指示書について ① 4月に作業を指示しているが、4月分の指示書がない ② 11月分を除き、指示期限（完了期日）が設定されていない ③ 指示件数が概算数であり、また、指示事案が特定されておらず、指示事案が不明である イ 検査（確認）について ① 作業出来高が指示書の数量と合致していない ② 指示事案が特定されていないので、作業出来高内訳が確認できない状況である 部は、公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行われたい。	部は、完了期限、指示事案、指示内容及び件数が明確になるように指示書を改善した。【2-イ】 平成29年3月以降、改善した指示書の指示数量及び指示事案に基づき、照査点検確認表の作業出来高を確認し、適正な検査（確認）を行っている。【1-エ】
112	教育庁	教職員が常駐する場所にモニターを設置すべきもの	1-エ	2-エ	A 高等学校では、防犯マニュアルにより、経営企画室において校内の防犯カメラのモニターを確認している。 しかしながら、防犯カメラのモニターは経営企画室には設置されておらず、用務室に設置されている。用務は委託により行っており、モニターの常時監視は委託業務の仕様に含まれていないほか、委託作業履行のため用務室が無人になることも多いため、教職員が防犯カメラのモニターを確認することができない状態となっており、適切でない。 都立学校教育部は、教職員がモニターを監視できるよう、教職員が常駐する場所にモニターを設置されたい。	学校は、校内でモニター設置場所について検討し、より長い時間監視できる職員室へモニターを移設した。【1-エ】 総務部は、平成29年9月29日に、防犯マニュアルと警備委託の内容にそごがないか確認し、そごがあれば連絡するよう学校宛てに通知した。【2-エ】
113	教育庁	学校独自の防犯マニュアルを作成すべきもの	1-エ	—	総務部は、生徒等の生命及び身体确保安全を図るため、「学校危機管理マニュアル」を高等学校等に配布し、各学校はこれに基づいて実態に即した防犯マニュアルを作成することとしている。 しかしながら、工芸高等学校については、監査日現在、防犯マニュアルを作成しておらず、適切でない。 学校は、防犯マニュアルを作成されたい。	平成29年7月に、「東京都立工芸高等学校危機管理計画」に「防犯編」を設け、防犯マニュアルとして定めるべき事項を具体的に記載した。【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
114	教育庁	各種証明書交付に係る徴収事務について適切な指導を行うべきもの	2-エ	ー	各高等学校は、各種証明書交付に際し、手数料を徴収し、領収書を交付するとともに領収書控えを保管している。 都立学校教育部は、各学校において領収書に連番を付して管理し、書き損じた領収書等は保管しておくことで、受領した現金を全て歳入したことを確認できる仕組みとしている。 しかしながら、東、三田両高等学校では、領収書を書き損じた際に、書き損じ分を保存せずに未使用の領収書用紙に手書きで番号を記載したものに差し替えており、領収書の連番管理の趣旨に沿った事務処理となっていない。 両学校は、各種証明書交付に係る領収書の取扱いを適正に行われたい。 部は、各種証明書交付に係る徴収事務について、領収書の連番管理の趣旨に沿った事務処理を行うよう、各学校を適切に指導されたい。	都立学校教育部は、平成29年10月に、学校事務ガイドにより、各学校に対し、領収書を書き損じた場合の取扱いを周知した。 各学校では、これに基づき、校内で周知徹底を行った。 【2-エ】
115	教育庁	授業料に係る徴収事務を適正に行うべきもの	2-ウ	1-ア	工芸高等学校では、授業料の徴収について、次のとおり、適正でない点が見受けられた。 ア 都立学校教育部は、就学支援金の支給の対象とならない場合には、各高等学校が授業料の請求を行うこととしている。 しかしながら、就学支援金の支給対象とならなかったにもかかわらず、学校は平成29年度になるまで授業料を請求していない。 なお、生徒1名については、監査日現在も未納である。 イ 生徒の授業料が完納されていることが進級の条件の一つとなっており、未納がある場合はその情報を成績会議に提供した上で進級の是非を判断することになっている。 しかしながら、その情報を提供せずに成績会議を行って進級させており、他の生徒との公平性が担保されていない。 学校は、授業料に係る徴収事務を適正に行われたい。	授業料の請求を行わず監査日現在でも未納となっていた生徒1名については、平成29年5月16日に納入を確認した。 【1-ア】 学校は、就学支援金の申請時に不備表を作成し、就学支援金書類不備者や未提出者を把握し、その後の進行状況に応じて、授業料の請求を要する生徒を漏れなく把握することとした。 【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
116	教育庁	生製品の販売に当たり価格を決定すべきもの	1-エ	2-エ	農芸高等学校は、教育課程において農場で農産物を生産するほか、加工食品を生産しており、これらを農場管理業務委託契約により販売している。 また、学校は、「都立学校における実習等に伴う生製品処理取扱要綱」に基づき、毎年度初めに、新聞掲載の市場価格を標準とし、学校周辺の販売価格等を考慮して生製品の価格を決定している。 しかしながら、年度途中で栽培品が変更になるなどして、年度当初に価格を決定していない生製品を販売する場合には、同様の手続を経て生製品の価格を決定する必要があるが、学校はこれを行っておらず、適正でない。 学校は、生製品の販売に当たり、価格を決定されたい。	学校は、平成29年度については、授業計画（販売計画）の変更に伴い生製品を把握し、販売価格調査を行って価格を決定した。【1-エ】 学校は、平成29年9月13日に農業科の教員を対象に生製品処理取扱要綱に基づき校内研修を行った。【2-エ】
117	教育庁	生製品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録すべきもの	1-エ	2-エ	農芸高等学校では、農場管理業務委託契約により、販売に加え、農産物等販売単位が袋、束、パックであるものは、農産物の重さや個数を決めて袋詰め等を行わせている。 この契約を見たところ、 ①販売のために持ち込んだ農産物等の数量（重量・個数等）を記録していないこと ②価格決定に当たって販売単位当たり内容物の数量を定めていないこと ③持ち込んだ農産物をどのような販売単位に分けたかを記録していないこと から、持ち込んだ生製品の全てを販売したか確認できない状態となっており、適正でない。 学校は、生製品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録されたい。	学校は、平成29年9月13日以降の販売に当たり、袋詰め等の状況について、記録簿に記録している。【1-エ】 学校は、平成29年9月13日に農業科の教員を対象に生製品処理取扱要綱に基づき校内研修を行った。【2-エ】
118	教育庁	生製品について適正に価格を決定し、販売すべきもの	1-エ	2-エ	中野特別支援学校は、作業学習等で生産した物品を販売しており、「特別支援学校における実習等に伴う生製品処理取扱要綱」に基づき、新聞掲載の市場価格を標準とし、学校周辺の販売価格、生製品の完成度等を考慮して、生製品の価格決定を行っている。 しかしながら、学校は、要綱に基づく手続により販売価格を決定することなく販売している生製品があるほか、決定と異なる販売価格で販売しており、適正でない。 学校は、生製品について適正に価格を決定し、販売されたい。	学校は、平成29年6月7日以降の生製品の販売品目及び価格の変更について、起案・決定の上、変更後の価格等に基づき販売した。【1-エ】 学校は、販売品目や価格について担当教員間で情報共有を図り、変更が生じた場合は速やかに手続する必要がある旨の校内周知を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
119	教育庁	収納金の事務 処理を適正に行 うべきもの	1-エ	2-エ	青島特別支援学校では、作業学習等で生産した物品の販売や喫茶サービスの有償提供を行っている。 また、学校は、生産品の販売金額を管理するために、レジから出力されるレシート「売上日計表」に基づき、収納金日計表を作成し、現金有り高と突合している。 しかしながら、学校は、数量、金額など確認後に売上日計表を廃棄している。 売上日計表は、現金出納簿の現金の出入りの確認に必要な証拠書類であることから、学校は、売上日計表を保管し、収納金の事務処理を適正に行われたい。	学校は、平成29年5月24日以降について、売上及び現金の確認後も収納金の証拠書類として添付している。【1-エ】 学校では、領収書、レシート等の控えは生産品の売払いやサービスの有償提供等の収納金の確認書類であることを校内で周知した。【2-エ】
120	教育庁	資金前渡に係 る現金出納簿を 作成すべきもの	1-エ	2-ウ	千早高等学校は、東京都会計事務規則に基づき、少額支払案件に係る資金の前渡を受けており、10万円以内の現金を経営企画室で保管及び管理している。 規則では、資金の前渡を受けた場合は、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされているが、学校は、監査日現在、収支が発生しているにもかかわらず、平成29年4月及び同年5月分の現金出納簿を作成していなかった。 学校は、資金前渡に係る現金出納簿を作成されたい。	学校は、平成29年5月19日に、現金出納簿を作成した。【1-エ】 現金出納簿に基づき、現金の出納の確認や月末の残高確認を複数で行うなど、現金の取扱いに係る基本的な事務を改善した。【2-ウ】
121	教育庁	学校における 完了確認を適切 に行うようJKK を指導すべき もの	1-エ	—	教育庁は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社（JKK）と「平成28年度都立学校施設維持管理業務委託」契約を特命により締結している。 JKKが選定した修繕業者は、修繕が完了したときは、修繕等の概要を記載して学校の施設担当の確認印をもらった上で、「完了確認印簿」をJKKに提出することとなっている。 各学校の完了確認印簿を確認したところ、修繕等の内容を全く記載しないまま、学校の施設担当が確認印を押し、その後、修繕業者が修繕等の内容を記載してJKKに提出している事例が、複数校において見受けられた。 このことは、学校において、修繕内容等を確認しないまま、完了確認を行っていることとなり適切でない。 部は、学校に完了確認をさせるとともに、完了確認印簿に具体的な内容を記載させるようJKKを指導されたい。	都立学校教育部は、平成29年7月3日に、JKK本社に、「完了確認印簿」に修繕内容を明確に記入した上で、学校からの確認印を受けることを修繕業者に徹底するよう指導を行った。これを受けて、JKKは工事店に完了確認印簿への修繕工事内容記載について周知を図った。【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
122	教育庁	施設、設備の 状況を正しく把握すべきもの	2-ウ	—	教育庁は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社（ＪＫＫ）と「平成２８年度都立学校施設維持管理業務委託」契約を特命により締結している。 永山高等学校は、それまでの調査により、修繕依頼を行っても修繕できないと分かっているものについて、ＪＫＫに修繕を依頼しており、適正でない。 その結果、９，９３６円が不経済支出となっている。 学校は、施設・設備の状況を正しく把握されたい。	学校は、施設とアウトソーシングの担当者を同じ職員とすることで故障等の原因を確実に集約し、経営企画室長も確実に確認を行うことで再発を防止する。【２-ウ】
123	教育庁	転退学時における学校徴収金の返還を早急に行うべきもの	2-ウ	—	都立学校教育部は、転退学時の学校徴収金の返還を、転退学の学籍異動日からおおむね１か月以内に行うこととしている。 しかしながら、武蔵丘高等学校では、合理的な理由なく返還が遅れており、適正でない。 学校は、転退学時における学校徴収金の返還を早急に行われたい。	武蔵丘高等学校は、おおむね１か月以内に転退学時の学校徴収金の返還を行うべきであることについて、校内で周知徹底した。 管理監督者は、生徒の転退学に係る意思決定時に学校徴収金の処理について確認し、返還未済の場合にはその後の進捗管理を適切に行う。【２-ウ】
124	教育庁	部費の管理を適切に行うべきもの	1-エ	—	各学校は、部活動を行うため、生徒・保護者から部費を徴収しているが、日野台高等学校外４校は、次のとおり、適切な管理を行っていないかった。 ①都立学校教育部は、部費を通帳で管理し、現金の保管は極力行わないようにすることとしているが、各学校は部費を徴収した後、預金せずに現金で保管している状態である。 ②部費が不足しているのに、事前に徴収せず、競技会の参加費や物品の購入費などを顧問が立て替えて支払っている。 ③部は、顧問等が、現金出納簿・証拠書類により、現金・預金の残高などを月末に確認し、また、校長又は副校長が各学期に１回以上確認を行うこととしているが、現金出納簿に確認日の記載及び押印がなく、残高の確認をしているとは認められない。 各学校は、部費の管理を適切に行われたい。 部は、部費の取扱いについて通知等で注意を促しているが、適切でない状況が見受けられるため、部費の管理について指導を徹底されたい。	日野台高等学校は、現金出納簿を作成した。 八王子東高等学校、成瀬高等学校及び青山高等学校は、保管していた現金を預金した。 上水高等学校は、部費の立替払について、副校長から顧問に対して指導を行った。 部費の取扱いについて、都立学校教育部は、各学校に、担当教員への周知と現金出納簿の記帳方法の指導を行わせた。【１-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
125	教育庁	災害共済給付金の給付手続を速やかに行うべきもの	2-ウ	—	砂川高等学校は、①都立学校教育部から医療費支払通知書を受領していること、②給付金を管理する現金出納簿を作成し、毎月末に預金残高を確認していることから、給付金が学校の口座に振り込まれていることを認識していると認められる。 しかしながら、学校は、保護者への給付金の口座振込を速やかに行っておらず、適切でない。 学校は、災害共済給付金の給付手続を速やかに行われたい。	学校は、平成29年9月から、医療費支払通知書の受領及び通帳預金残高を確認し、振込通知確認日から給付金支払日までを確認する「災害共済給付金支払確認書」を作成し、進管理することとした。【2-ウ】
126	教育庁	預金管理を適切に行うべきものの	1-ア	2-ウ	井草高等学校では、「井草高校重点事業（校長名）」名義の預金口座を保有しており、平成23年4月8日までは同窓会からの支援金の管理口座等として、平成25年5月27日以降は公開講座の実費徴収口座等として利用していた。 この口座残高を見たところ、監査日現在、預金8,757円及び利息9円が残置されていた。なお、本口座で取り扱っている金銭の管理に関して、学校は現金出納簿等、収支状況が分かる書類を備えていないため、詳細は不明である。 学校が、現金出納簿を備えずに収支状況を把握していないこと、また、預金残高を清算せずに6年以上放置していることは適切でない。 学校は、預金管理を適切に行われたい。	平成29年6月17日、同窓会の会合において経緯を説明し、残金及び利息（8,766円）を同窓会へ返納した。 【1-ア】 校内を改めて点検し、不要な預金口座が無いことを確認した上で学校保有通帳についてリスト化した。 今後は、同リストを経営企画室内で共有し担当者異動の際に確実に引き継いでいく。 また、経営企画室長及び通帳管理担当者は同リストと照らし合わせながら漏れなく現金出納簿の作成及び確認を行う。 【2-ウ】
127	教育庁	東日本大震災の教訓を生かした学校危機管理計画を作成すべきもの	1-エ	—	目黒高等学校では、監査日現在、平成25年3月改訂の学校危機管理マニュアルに基づいた学校危機管理計画を作成しておらず、最新の学校危機管理計画は平成21年に作成したものである。 平成25年3月の学校危機管理マニュアル改訂は、帰宅困難者対策条例の制定を踏まえ見直しが行われていることから、学校において、これらに対応した学校危機管理計画を作成していないことは適切でない。 学校は、学校危機管理マニュアルの改訂の趣旨に沿った学校危機管理計画を作成されたい。	学校は、学校危機管理計画を平成29年8月に策定した。 【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
128	教育庁	多様な想定 の避難訓練 を行うべき もの	1－エ	－	指導部は、都立学校防災教育推進事業ガイドラインを作成し、各学校が体験的・実践的な防災教育の推進を図る一環として、高等学校については、年4回、場面・時間帯等多様な場面想定 の避難訓練を実施することとしている。 しかしながら、目黒高等学校が平成28年度に実施した避難訓練について見たところ、発生場所は異なるものの、4回ともホームルームの時間帯で各学級の担任教員が教室にいる状態で火災を想定した訓練を行っており、適切でない。 学校は、実践的な避難訓練を実施されたい。	指導部から「都立学校防災教育推進事業ガイドライン」の内容を確認し実践的な防災教育として避難訓練を実施するよう指導を受け、学校は、避難訓練の実施計画の見直しを行い、多様な想定による避難訓練を行った。【1－エ】
129	議会局	都議会PR コーナー展 示パネルの 保守点検回 数を見直す べきもの	2－イ	－	管理部では、都議会PRコーナーにて、PR用展示パネルを設置している。 この展示パネルについて、部は、パネルの本体及び電気設備等が安全かつ正常な状態を保ち、見学者に供せるよう、外観及び基本構造チェック並びに電気系統チェックの保守点検を、委託契約により行っている。 ところで、保守点検の回数について見たところ、現在の保守点検回数は減らすことが可能であると認められた。 部は、都議会PRコーナー展示パネルの保守点検回数を見直されたい。	監査結果を踏まえ、平成29年度の契約時には点検作業の内容を見直し、年3回の点検回数を2回に減らして前年度契約額から8万1,000円を減額した。【2－イ】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
130	生活文化局	外国人おもてなし語学ボランティアへの活動機会の周知について	1－エ	2－ウ	都民生活部は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、外国人に対して街中で積極的に声をかけ、道案内等の手助けを行う「外国人おもてなし語学ボランティア」の育成を行っている（登録者数：平成29年1月末現在9,595名）。 ところで、ボランティア登録後における活動状況を部に確認したところ、登録者のうち、約45%が活動を行っていないとの結果を得ており、部は、対応策として登録者に対し、メールで外国人向け局内イベント等の周知を行い、活動機会を促したとしている。 しかしながら、監査日現在、平成28年度中にメールによる周知を行った案件は8・9月の2回であり、適時に周知しているとは認められない状況にあった。 局は、当該ボランティアは活動機会を自主的に確保していくものであるとしているが、ボランティア登録直後等において活動が定着するまでは、部が、登録者の要望に応えイベント情報を適時適切に周知していくなどの取組は必要である。 また、当事業に係る投下した経費を踏まえ、登録した人材を有効活用するよう検討が望まれる。	平成29年2月に実施した登録者向けフォローアップイベントにて、局内イベントや区市町村イベント等12種類のチラシを配布し周知を行った。 また、平成29年3月に多くの登録者が閲覧できるよう専用ホームページを開設し、以下の事例等の情報提供を行いボランティアの活動機会を促しているところである（同年5月12日東京ボランティア・市民活動センターの紹介、同年6月20日東京ボランティアナビの紹介、同年8月23日東京大茶会の案内等）。 また、同ホームページ内に自身の活動報告を記録できるコンテンツを導入し、随時、活動意欲の醸成を図っている。 【1－エ】 今後は同ホームページ内でイベントの案内やボランティアに関する情報を適時に提供していくことで、登録者の活動意欲の維持・向上を図っていく。【2－ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
131	生活文化局	調査が重複しないよう工夫することについて	2-エ	—	文化振興部は、ホール・劇場等の詳細情報に係る調査委託契約（以下「契約①」という。）及び首都圏におけるホール・劇場等に係る調査委託契約（以下「契約②」という。）を、それぞれ別の業者に委託している。 契約①は、ホームページで公開している50人以上の都内のホール等のリストを更新する調査である（調査対象数：約1,300施設）。一方、契約②は、近県も含めた1,000人以上の収容能力を有するホール等についてユーザー調査等を行うものである（調査対象数：約230施設）。なお、これらの調査委託は、同時期に並行して実施している。 この契約内容を見たところ、基本調査の項目（場所、施設規模、利用方法、改修等の予定又は履歴等）は、契約①②で同様であり、調査対象は87施設が重複している。 調査項目については、調査の重複を防ぎ、87施設の負担を軽減するため、契約①又は契約②のいずれかの調査で足りるよう工夫するか、又は調査項目が重複しないよう工夫することが必要であった。 部は、調査を適切に実施することが望まれる。	平成29年8月30日の文化振興部内の課長代理会議において、関係職員に対し、今後、類似の調査を同時期に契約する場合は、調査項目が重複することのないよう担当間で調整することを周知した。【2-エ】
132	中央卸売市場	各場の市場内業者への指導監督強化に向けた部の取組について	2-ウ	—	事業部は、卸売業者（33業者）に対して、経営状況や業務運営の実態、市場関係法令の遵守状況等を確認するため、非常勤の公認会計士とともに2年に1回の割合で検査等を実施している。同様に、仲卸業者（1,114業者）に対しても、毎年70業者、おおむね十数年に1回の割合で実施している。 また、食堂や物販など市場業務を補完する関連事業者（328者）については、各場が主体となって、日々の巡回指導等に加え、事業報告書や販売報告（年3回）等に基づき業務指導・監督を実施している。 しかしながら、関連事業者から物品の販売金額が報告されていない事例などが認められたことから、各場との役割分担を踏まえ、部は、各場が市場内業者に対する指導・監督を強化するよう、各場に対する一層の指導・助言に取り組むことが望まれる。	部は、平成29年9月22日に各場に対して、現場巡回や事業報告書の提出時において原議等に生鮮食料品等の取扱いに係るチェックシートを添付し、確認を行うことで指導・監督の強化を図るよう通知文により指導・助言した。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
133	建設局	経過観察の取扱いに係る記録について	2-ウ	2-イ	道路管理部は、毎年、地下埋設物が多数存在する路線等を対象として路面下空洞調査を実施しており、各所は、この調査結果を参考に現場状況を勘案し、復旧等の対応を行っている。 平成27年度空洞調査に対する各所の対応状況については、空洞箇所289か所のうち、復旧済み133か所、経過観察156か所（速やかに復旧を行わず、道路巡回点検などを実施）となっている。 そこで経過観察の対象及び理由について見たところ、各所で異なっており、その判断基準及び経過等が明らかでない状況が認められた。このことを部に確認したところ、経過観察の取扱いは、各所が、交通量、空洞の発生位置、舗装構造、舗装厚等の現場状況を勘案して判断するものとしている。また、部は、この取扱いに関して一義的な定めを設定することが困難であるとしている。 しかしながら、空洞調査委託の目的及び地下構造物の安全確保に対する社会的関心等を考慮すると、速やかに復旧を行わず経過観察とする場合は、その判断根拠及び経過等を記録により明らかにしておくことが望ましい。 部は、各所における経過観察の取扱いに係る記録の作成・保存について、検討することが望まれる。	道路管理部は、経過観察を含め、発見された空洞の対応状況を共有できるよう記録様式を定めた。記録様式を基に平成29年4月に「補修担当課長会」及び「道路維持担当者会議」で説明し、周知を図った。また、平成29年5月から同年7月に11事務所に出向き、担当者に更なる周知を行った。【2-イ、2-ウ】
134	警視庁	高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について	1-エ	2-エ	交通部では、都内47教習所と協定を締結し、その施設・車両を使用して高齢者講習等を実施させており、70歳以上の免許更新予定者に対し、はがきでお知らせすることと併せて、高齢者講習会場等の場所や定休日、直近の予約可能日等について、警視庁ホームページで情報提供を行っている。 また、受講機会拡大のために、高齢者講習等業務委託契約を締結し、新たに府中運転免許試験場と鮫洲運転免許試験場を会場として、それぞれ平成29年4月1日及び同年6月1日から実施している。 しかしながら、監査日現在、府中・鮫洲の両運転免許試験場の予約状況をホームページに掲載していない状況が認められた。 部は、受講者の更なる利便性の向上に資するため、新規に開始した高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について検討することが望まれる。	府中・鮫洲の両試験場における予約状況については、教習所における情報と同様の内容を、ホームページにおいて平成29年6月23日から提供を開始し、受講者の利便性向上を図った。【1-エ】 今後、都民等に対して周知すべき事業を実施する場合は、効果的な広報媒体により、速やかな情報提供を行っていくことを、平成29年9月27日開催の交通部内所属長会議において周知した。【2-エ】

〔平成２９工事監査（前期・島しょ）〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
135	環境局	立入り防止フェンスの積算を適正に行うべきもの	２－ウ	２－エ	平成２７年度新海面処分場接続道路整備その他工事は、新海面処分場に整備される焼却灰等の受入管理施設へ、暫定的にアクセスするための道路整備等を行うものである。 このうち、立入り防止フェンスの積算について見ると、延長１ｍ当たりの施工単価を求める代価明細表の作成において、数量を誤って計上している。 このため、積算額約１，２０４万円が過大なものとなっている。 立入り防止フェンスの積算を適正に行われたい。	廃棄物埋立管理事務所は、平成２９年３月１３日に「積算チェック委員会重点チェック内容」を改訂し、確認項目を追加した。【２－ウ】 また、所内にて平成２９年４月２７日に技術職員を対象とした設計・積算・工事監督に係る職場研修を実施し、その中で今回の指摘内容及び重点チェック内容の改訂について周知徹底した。【２－エ】 工事・委託案件ごとに実施している積算チェック委員会にて、改訂したチェック内容に基づく確認を実施し、再発防止に努めている。【２－ウ】
136	環境局	埋戻しの積算を適正に行うべきもの	２－ウ	２－エ	平成２７年度臨港道路南北線整備に伴う中防内側浸出水集導施設移設工事は、臨港道路南北線整備に伴い支障となる浸出水集導施設の移設を行うものである。 このうち、浸出水集導管布設後の埋戻しの積算について見ると、局積算基準の施工単価である「埋戻し」に加えて、「タンパ締固め」を計上している。 しかしながら、「埋戻し」には、タンパ締固め等の転圧費が含まれているため、積算額約２２４万円が過大なものとなっている。 埋戻しの積算を適正に行われたい。	廃棄物埋立管理事務所は、平成２９年３月１３日に「積算チェック委員会重点チェック内容」を改訂し、確認項目を追加した。【２－ウ】 また、所内にて平成２９年４月２７日に技術職員を対象とした設計・積算・工事監督に係る職場研修を実施し、その中で今回の指摘内容及び重点チェック内容の改訂について周知徹底した。【２－エ】 工事・委託案件ごとに実施している積算チェック委員会にて、改訂したチェック内容に基づく確認を実施し、再発防止に努めている。【２－ウ】
137	中央卸売市場	さび止め塗料塗りの単価設定を適正に行うべきもの	２－ウ	２－エ	豊洲新市場（仮称）６街区加工パッケージ棟ほか建設工事は、豊洲新市場の加工パッケージ棟等を建設するものである。 このうち、鉄骨等へのさび止め塗料塗りの積算について見ると、局積算標準単価表に掲載されている「素地ごしらえ」１回と「さび止め塗料塗り」２回分の単価を計上すべきところ、誤って建設資材定期刊行物に掲載されている「素地ごしらえを含むさび止め塗料塗り」２回分の単価を計上している。 このため、積算額約１９６万円が過大なものとなっている。 さび止め塗料塗りの単価設定を適正に行われたい。	局は、起工時の確認事項として、積算基準単価表を最優先にすることに漏れがないよう、チェックリストに項目を追加し改訂を行った。【２－ウ】 また、局は、工事担当者会議を平成２９年４月２１日に開催し、指摘に関する報告を行い、再発防止策を周知した。 施設整備課は、技術全体会議を平成２９年２月１０日に開催し、指摘に関する報告を行い、再発防止策を周知した。 【２－エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
138	港湾局	ネットワーク機器の単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	平成28年度4トンネル通信ネットワーク監視設備改修工事は、各トンネルの通信ネットワーク設備の改修を行うものである。 ところで、局積算基準では、見積りにより単価を設定する場合は、原則3社以上へ依頼し、数量の多寡、施工条件及び実勢の取引価格を考慮し適正に設定することとしている。 しかしながら、本工事に使用されたネットワーク機器の単価設定を見ると、1社のみの見積りを根拠とし、実勢の取引価格を考慮していない。 仮に、現在の実勢の取引価格で算定すると、積算額約294万円を低減することができる。 ネットワーク機器の単価設定を適正に行われたい。	東京港管理事務所は、平成29年3月3日に「工事監査の意見に伴う対応について」の文書を通知し、設計及び起工担当の全職員へ周知徹底を図った。また、改訂した積算・照査チェックシートを使用し、照査による指摘事項の記録とその修正の確認を行い、チェック機能を強化した。【2-ウ、2-エ】 局は、平成29年3月16日の工務関係課長代理会を通じて、各工事主管課全職員に対して、工事監査での指摘等の注意事項について局内周知した。【2-エ】
139	東京消防庁	アスファルト復旧の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	東京消防庁臨港消防署（28）防潮堤及び用地造成工事は、臨港消防署の建築に伴い用地造成等を行うものである。 このうち、アスファルト復旧の積算について見ると、誤って縁石復旧の費用を含んだものとして単価設定している。また、アスファルト復旧の路盤材を再生クラッシャーランとすべきところ、誤って割高なクラッシャーランとしている。 このため、積算額約549万円が過大なものとなっている。 アスファルト復旧の積算を適正に行われたい。	施設課は、平成29年度発注の土木工事において財務局積算基準の「工事別積算チェックリスト」を活用することとした。さらに、複数チェック体制により、チェック機能の充実を図った。【2-ウ】 施設課は、平成29年3月28日、平成29年工事監査検討会を実施し、監査結果の報告と指摘事項の周知を行った。 また、平成29年4月26日、港湾局工事積算システム研修を再受講し習熟度を高めた。【2-エ】
140	東京消防庁	アスファルト舗装解体の単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	東京消防庁本町待機宿舍（28）解体工事は、建物や舗装を解体するものである。 このうち、アスファルト舗装解体の積算について見ると、誤った舗装の厚さにより単価設定している。 このため、積算額約653万円が過大なものとなっている。 アスファルト舗装解体の単価設定を適正に行われたい。	施設課は、平成29年3月28日に、平成29年工事監査検討会を開催し、指摘事項の周知とともに、単純な積算の誤りを排除するために起工時のチェックリストによる確認は、新たに課内職員による複数チェックを行うこととし、チェック体制の強化を図った。【2-ウ、2-エ】 施設課は、平成29年3月17日に、文書により、監査結果と再発防止を庁内の各消防署へ周知した。また、毎月1回開催している係会議において積算時の留意点を確認し、起工担当者は積算システムに係る外部研修を受講した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
141	交通局	潜水機材の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	白丸調整池ダム環境対策工事は、白丸調整池ダムの抜水作業に伴い、濁水の長期化や河川への土砂流出を防止する目的で、仮設ゲートの製作・設置を行うものである。 ところで、局積算基準では、潜水士の労務単価には、潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含むと定めている。 しかしながら、本工事の潜水機材の積算について見ると、潜水器に相当する器具を別に計上している。 このため、積算額約220万円が過大なものとなっている。 潜水機材の積算を適正に行われたい。	管理課は、平成29年6月21日に電気事業積算チェックリストについて、今回の指摘を盛り込んだ内容に改訂し、関係職員に周知した。【2-ウ、2-エ】 車両電気部は、平成29年6月22日の課長会において、「潜水機材の適正な積算について（通知）」の文書により、指摘事項及び再発防止策について周知した。 管理課は、平成29年4月27日の業務連絡会において、指摘事項及び再発防止策について課及び所の関係職員に周知した。【2-エ】
142	教育庁	グラウンド舗装工の積算を適正に行うべきもの	1-ア	2-ウ	都立国立高等学校ほか1校（28）校庭改修その他工事は、都立国立高等学校ほか1校の校庭等の改修を行うものである。 このうち、グラウンド舗装工の積算について見ると、校庭改修用良土の敷均し締固め単価を誤って計上している。 このため、積算額約292万円が過大なものとなっている。 グラウンド舗装工の積算を適正に行われたい。	受注者の同意を得て、当該部分の過大な契約代金を契約変更により減額した。【1-ア】 営繕課は、複数チェック時に用いているチェックシートの照査項目に、代価明細の単価、数量の項目を追加し、複数チェックを徹底することとした。【2-ウ】
143	交通局	準備費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	新宿線ホームドア設置に伴う小川町駅他4駅ホーム補強工事は、鋼製の柱等を設置しホーム床の補強を行うものである。 このうち、準備費の積算について見ると、共通仮設費（積上げ分）に計上すべきところ、誤って共通仮設費（率分）の対象となる直接工事費に計上している。 このため、共通仮設費（率分）及び関連する諸経費を含め、積算額約86万円が過大なものとなっている。 準備費の積算を適正に行われたい。	建設工務部は、指摘以降に起工した案件については、着手前に行う準備費等、共通仮設費とするべき項目について、チェックリストを見直し、同様の積算ミスがないよう確認することとした。【2-ウ】 計画改良課は、平成29年2月14日に課内会議で指摘事項の周知徹底を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
144	交通局	運搬費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	道々女木橋耐震補強改修工事は、浅草線馬込車両基地内を横過する道々女木橋の耐震補強工事及び改修工事を行うものである。 ところで、局積算基準では、運搬費のうち建設機械等の日々回送、足場材の搬入・搬出の費用等は共通仮設費の率分に含まれるものと定めている。 しかしながら、本工事の橋脚部足場設置・撤去工等の積算について見ると、共通仮設費の率分に含まれる費用が直接工事費に計上されている。 このため、積算額約1,040万円が過大なものとなっている。 運搬費の積算を適正に行われたい。	建設工務部は、運搬費等、共通仮設費とすべき項目についてチェックリストを見直し、同様の積算ミスがないよう確認をすることとした。 また、計3回の副所長会（平成29年1月30日・2月28日・3月29日）及び施設区長会（同年6月16日）の中で指摘事項の周知徹底を図った。【2-ウ、2-エ】 保線課は、計2回の課内会議（平成29年1月27日・4月21日）の中で、課職員に対し指摘事項の周知徹底を図った。【2-エ】
145	東京消防庁	産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指導・監督すべきもの	2-ウ	2-エ	消防学校（27）バルク容器改修工事（その2）は、模擬消火訓練装置の老朽化したバルク容器を改修するものである。 ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物については、元請業者を排出事業者とし、処理を委託する場合には適切な処理業者と契約しなければならないと定めている。 しかしながら、本工事で撤去したバルク容器について見ると、産業廃棄物として適切に処分されているものの、再下請業者が排出事業者となり処理業者と契約している。 産業廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指導・監督されたい。	校務課は、産業廃棄物処理について、受注者提出書類の注意事項を記載した「提出書類チェック表」を新たに作成し、提出書類及び内容を確認することとした。【2-ウ】 また、施設課は、平成29年3月17日、文書により指摘事項を職員に周知し、再発防止を図った。【2-エ】
146	交通局	蛍光ランプの再資源化について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-イ	2-エ	大江戸線森下駅他電飾広告看板の修繕等（単価契約）は、大江戸線の各駅舎に設置してある電飾看板内部の発光部更新と電飾看板の撤去を行うものである。 ところで、東京都建設リサイクルガイドラインでは、建築物等に使用されている蛍光ランプを取り外す場合は、封入されている水銀を流出させないため破損しないように丁寧に取り外し、これを適正に処理して水銀等の再資源化に努めなければならないとしている。 しかしながら、本工事で排出された蛍光ランプ1,224本の処理について見ると、水銀を再資源化せずに管理型最終処分場に埋立処分している状況が認められた。 蛍光ランプの再資源化について受注者を適切に指導・監督されたい。	資産運用部は、適切な再資源化の推進に向け、蛍光ランプの処分の方法や当局への報告を詳細に記載した改訂仕様書を作成し、受注者を指導・監督していくこととした。【2-イ】 局は、平成29年8月31日に工事監査指摘事項の再発防止について、通知により局職員に周知徹底を図った。また、平成29年9月6日に各部監査担当者会を開催し、指摘事項と東京都建設リサイクルガイドラインを改めて周知し、情報共有を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
147	教育庁	保安規程の変更及び届出について受託者を適切に指導・監督すべきもの	1-エ	2-ウ	平成27年度都立学校自家用電気工作物保安管理業務委託（西部支所）は、都立学校に設置されている電気設備の安全を確保するために点検等を行うものである。 ところで、電気事業法では、自家用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならないと定めており、本委託契約では設置者である都に代わり、受託者がそれを行うこととなっている。 しかしながら、本委託の対象である都立清瀬特別支援学校について見ると、別途施工した電気工事で平成27年10月に設備が変更され、保安規程の変更及び届出が必要となったにもかかわらず、行われていない状況が認められた。 保安規程の変更及び届出について受託者を適切に指導・監督されたい。	学校は、受託者に主務大臣宛て改修工事後の設備に変更した保安規程変更届出書を提出させた。【1-エ】 学校は営繕課と連携し、改修工事が予定される事業場の一覧表を新たに作成し、設備変更を伴う工事を把握し、必要な手続が遺漏なく行える仕組みを整えた。【2-ウ】
148	産業労働局 (島しょ)	受注者の現場着手時期を適切に管理すべきもの	2-ウ	2-エ	平成28年度大沢水系ソーラー施設蓄電池交換並びに小笠原かんがい施設及びかんがい用ソーラー施設の改善工事は、前年度の劣化状況調査結果に基づき、劣化部品の交換、修理及びシステムの動作調整を、製造業者が特命随意契約で行うものである。 このうち、工事記録写真について見ると、契約締結前に受注者が現場作業に着手していることが認められた。 受注者の現場着手時期を適切に管理されたい。	農林水産部は、平成29年4月28日に、農業振興課の職員に対して、今回の指摘事項を説明し再発防止を徹底した。また支庁に対し現場着手時期等を明確にした年間工事予定表を提供し、情報共有を行うこととした。なお、本年度工事分に関しては7月7日に提供を行った。【2-ウ】 局は、平成29年7月5日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ適正に工事を行うよう周知した。【2-エ】